

重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン
(適合事業者編)
(第1版)

令和7年5月2日

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）

【凡例】

- 「法」 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）
- 「施行令」 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号）
- 「運用基準」 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定）

※その他、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて使用する用語は、法、施行令及び運用基準において使用する用語の例によるものとする。

【改訂履歴】

版数	発行日	改訂箇所	改訂内容
第1版	令和7年5月2日	-	初版発行
第1版（修正版）	令和7年5月15日	※	※

※誤植により第2章第1節1（1）②1行目「当該行政機関において」を削除

目次

はじめに.....	1
第1章 適合事業者の認定	2
第1節 適合事業者の認定を受けるための前提	2
第2節 適合事業者の認定申請に当たっての事前準備	2
1 内部のガバナンス体制の確立.....	3
2 教育資料の作成と教育の実施【規程第12条／契約第3条関係】.....	5
3 施設設備の整備.....	5
4 規程の策定.....	8
第3節 適合事業者の認定申請	8
第4節 適合事業者の認定、契約の締結	9
1 適合事業者の認定.....	9
2 契約の締結.....	10
第2章 適性評価の実施	11
第1節 適性評価を受ける候補者の選定	11
1 適性評価を実施することが必要な者の類型.....	11
2 候補者名簿の作成.....	12
第2節 適性評価の実施	15
1 行政機関の長による承認.....	15
2 適性評価の実施.....	15
第3節 適性評価者名簿の整備【規程第17条／契約第8条関係】	16
第4節 適性評価に関する個人情報等の管理	17
1 個人情報の適切な管理【規程第18条／契約第9条関係】.....	17
2 目的外利用等の禁止.....	17
第5節 従業者が派遣労働者である場合【規程第23条／契約第15条関係】	19
1 名簿掲載に係る同意の取得.....	19
2 行政機関から通知される事項の派遣元事業主への共有.....	19
3 派遣元事業主との間で担保すべきこと.....	20
第3章 重要経済安保情報の取扱い	21
第1節 取扱者の制限	21
1 取扱者の選定【規程第24条／契約第16条関係】.....	21
2 取扱者名簿の整備【規程第25条／契約第17条関係】.....	21
3 取扱者の制限【規程第26条／契約第18条関係】.....	22
第2節 重要経済安保情報を保護するための措置	22
1 アクセス・立入制限措置【規程第27条、第28条／契約第19条関係】.....	22
2 携帯型情報通信・記録機器の持込禁止措置【規程第29条／契約第20条関係】.....	22
3 電子機器の使用の制限【規程第30条／契約第21条関係】.....	23
第3節 重要経済安保情報の取扱い	23
1 接受【規程第31条／契約第23条関係】.....	23
2 保管・管理【規程第32条／契約第24条、第25条関係】.....	23
3 複製・作成【規程第36条、37条／契約第32条、33条関係】.....	23
4 簿冊の整備【規程第41条／契約第37条関係】.....	24
5 運搬【規程第33条／契約第26条～第29条関係】.....	24
6 閲覧【規程第34条／契約第30条関係】.....	25
7 伝達【規程第35条／契約第31条関係】.....	25
第4節 指定の有効期間の満了等があった場合の重要経済安保情報文書等の扱い	25
1 指定の有効期間が満了した場合【規程第38条／契約第34条関係】.....	25
2 指定の有効期間が延長された場合【規程第39条／契約第35条関係】.....	25
3 指定が解除された場合【規程第40条／契約第36条関係】.....	26

第5節	検査等	26
1	検査の実施【規程第42条、第43条／契約第38条関係】	26
2	適切な管理に向けた従業者への周知【規程第44条関係】	26
第6節	重要経済安保情報文書等の返却や廃棄	26
1	重要経済安保情報文書等の返却【規程第45条／契約第39条関係】	26
2	重要経済安保情報文書等の廃棄【規程第46条／契約第40条関係】	27
3	緊急時の対応【規程第47条／契約第41条関係】	27
4	事故発生時の対応【規程第48条／契約第42条関係】	27
第4章	事後の事情変更	28
第1節	適合事業者認定に係る事情変更	28
1	事業者の基本的な事項に関する変更【規程第8条／契約第4条関係】	28
2	議決権の5%超を直接に保有する者に関する変更【規程第9条／契約第4条関係】	28
3	役員に関する変更【規程第10条／契約第4条関係】	28
4	外国との取引に係る売上高の割合に関する変更【規程第11条／契約第4条関係】	28
5	保護責任者や業務管理者に関する変更【規程第7条／契約第4条関係】	28
6	重要経済安保情報取扱区画や保管容器に関する変更【規程第13条／契約第4条関係】	29
7	規程や教育資料に関する変更【規程第12条、第49条／契約第4条関係】	29
第2節	適性があると認められた従業者に関する事情変更	29
1	事情変更に関する報告【規程第21条／契約第13条関係】	29
2	重要経済安保情報の取扱業務の停止【規程第22条／契約第14条関係】	29
第5章	その他	30
1	違約金の請求【契約第43条関係】	30
2	秘密保持義務の有効期間【契約第44条、第45条関係】	30
3	契約の解除【契約第46条、第47条関係】	30
別添1	規程のひな型	31
別添2	教育資料ひな型（適合事業者向け）	66
別添3	契約書のひな型	84
別添4	重要経済安保情報を取扱う業務が予定されている方へのお知らせ	96

はじめに

本ガイドラインは、適合事業者の認定を受けるために必要なことに関する補足的事項及び適合事業者の認定を受けて重要経済安保情報を取り扱うに当たっての補足的事項を定めるものである。

本ガイドラインは、事業者において法の運用に関わる者の理解を助けることを目的として、実務における原則となる考え方や代表的な事例、参考様式を示している。事業者は、運用基準にも規定しているとおり、実務が円滑に進むよう労使も含めた様々なステークホルダーと対話することに努めつつ、本ガイドラインも参照しながら、事業者内の体制等を整備していくことが求められる。

適合事業者の認定は、法第10条第1項に基づき行政機関が適合事業者に重要経済安保情報を提供する場合と、法第10条第2項に基づき行政機関が適合事業者に重要経済安保情報を保有させる場合の2つがあるが、本ガイドラインに規定されていることは、そのいずれの場合にも適用されるものである。

なお、運用基準を補足する資料としては、本ガイドラインのほか、行政機関において法の運用に関わる者に向けた「重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン(行政機関編)」、適性評価を受ける行政機関の職員及び適合事業者の従業者に向けた「適性評価に関するQ&A」も作成されている。

また、本文中、「規程第〇〇条」とあるのは別添1「規程のひな型」の、「契約第〇〇条」とあるのは別添3「契約書のひな型」の該当条文を指す。

第1章 適合事業者の認定

本章では、事業者が運用基準第5章に規定する適合事業者の認定を受けるために、実施しておくべきと考えられる事項を規定する。

第1節 適合事業者の認定を受けるための前提

法第10条第1項は、「重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、重要経済基盤の脆弱性の解消、重要経済基盤の脆弱性及び重要経済基盤に関する革新的な技術に関する調査及び研究の促進、重要経済基盤保護情報を保護するための措置の強化その他の我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、当該脆弱性の解消を図る必要がある事業者又は当該脆弱性の解消に資する活動を行う事業者、当該調査若しくは研究を行う事業者又は当該調査若しくは研究に資する活動を行う事業者、重要経済基盤保護情報を保有する事業者又は重要経済基盤保護情報の保護に資する活動を行う事業者その他の我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（次条第四項を除き、以下「適合事業者」という。）に当該重要経済安保情報を利用させる必要があると認めるときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該重要経済安保情報を提供することができる」旨を定めている。

運用基準第5章第1節では、上記の要件を満たす事業者に重要経済安保情報を提供する場合の手続きの流れを示しているが、そこではまず、行政機関が「1 事業者の選定（1）事業者への提供の必要性の判断」において、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るため、特定の我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者に当該重要経済安保情報を利用させる必要があると認めるか否かを判断することとし、これらが認められた場合に、事業者との調整を経て、「2 適合事業者の認定」において、認定申請書に基づき、政令で定める基準に適合するか否かを審査・認定することを定めている。

そのため、適合事業者の認定は、行政機関としての重要経済安保情報の提供の必要性の判断が契機となる。言い換えれば、適合事業者の認定は、情報提供の必要性と無関係に、事業者に対する一般的な信頼性を確認するために実施されるものではなく、事業者の側でいくらその要望があつたとしても、情報提供の必要性が認められない、すなわち Need to Know の原則を満たさない事業者に対しては、適合事業者の認定がなされることはない。この点においては、事業者側は行政機関からの連絡を待つほかに、適合事業者に認定されるために事業者として整備しておかなければならないことは、次節に定めるとおりである。

第2節 適合事業者の認定申請に当たっての事前準備

適合事業者の認定の基準は政令に委任されており、施行令第16条第1項では、当該基準を「施行令の該当条項に規定された措置の実施に関する規程を定めていること」及び「当該規程に従って重要経済安保情報を適切に保護することができる」と認められること」の2つと規定している。その上で、上記2つの基準を満たしているかということ、運用基準に規定された4つの考慮要素から審査されることになる。

行政機関として想定する規程のひな型は別添1のとおりであるが、将来的に、適合事業者に認定されることを見据えれば、こうした規程の整備に合わせ、上記の4つの考慮要素を満たすように内部体制を確立していくことが必要になると考えられる。

運用基準

第5章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等

第1節 適合事業者へ重要経済安保情報を提供する場合の流れ

2 適合事業者の認定

(3) 認定審査のための基本的な考え方・考慮要素

認定のための審査は、以下を踏まえて、総合的に判断するものとする。なお、認定のための審査を尽くしてもなお、事業者が以下に適合していると認めることについて疑念が残る場合には、重要経済安保情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する法の目的に鑑み、適合事業者とは認定しないと判断するものとする。

- ① 事業者における株主や役員の状況に照らして、当該事業者の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないと認められるかどうか。
- ② (2)①又は②に関して、保護責任者又は業務管理者として指名される者が、業務を適切に行うための必要な知識を有しており、その職責を全うできる地位にあると認められるかどうか。
- ③ (2)③に関して、従業者にとって重要経済安保情報を保護するために必要な知識を的確に習得できる内容となっており、適切な頻度で継続的に実施されることとなっているかどうか。
- ④ (2)④又は⑧～⑩に関して、現地で実際に確認した上で、重要経済安保情報の保護のために設置されることになる施設設備が、重要経済安保情報を保護するための必要な機能及び構造を有し、立入りの制限や持込みの制限に関して有効な機能及び構造を有しているかどうか。

行政機関の長は、認定審査のために必要な範囲内において、事業者から、申請書の記載事項のほか追加の資料の提出を求めることができる。

1 内部のガバナンス体制の確立

(1) 意思決定に関する外国からの所有、支配又は影響の把握

適合事業者の認定に当たっての考慮要素として、株主や役員の状況に照らして、事業者の意思決定に関して外国の所有、支配、又は影響がないと認められるかどうかというものがある。これを確認するため、認定申請書では、申請事業者の議決権の5%超を直接に保有する者の名称・設立準拠法・議決権保有割合のほか、申請事業者の役員の氏名・国籍・帰化歴の有無、外国との取引に係る売上高の割合を記載させることとしている。

このうち、「議決権の5%超を直接に保有する者」について、一般的な上場会社を念頭に置けば、信託口（資産管理信託会社）の名称が挙がるのが想定されるが、この場合には、「真の株主」が把握できない。「真の株主」に関する情報は、本考慮要素の確認のためには必要なものであり、行政機関からはその調査を求められることになるため、こうしたことを把握しておくようにすることが必要になる。¹

¹ 令和7年2月10日の法制審議会第201回会議において、「実質株主確認制度」の創設に関して、「会社法制（株式・株主総会等関係）部会」（新設）に付託して審議することが決定されている。

また、「申請事業者の役員の氏名・国籍・帰化歴の有無」についても、当該役員本人からヒアリング等した上で把握しておく必要がある。

さらに、「申請者における外国との取引に係る売上高の割合」についても、50%以上という閾値を超えているか否かは把握しておく必要がある。

なお、これらの事項は、適合事業者の認定申請時のみ把握しておけば良いものではなく、第4章に定めているとおり、適合事業者に認定された後にも、その事項に変動があった場合に報告が求められるものである。そのため、こうした情報を継続的に内部で正確に把握していくための体制を整備していくことが必要である。

(2) 保護責任者や業務管理者の選定 【規程第5条、第6条／契約第2条関係】

適合事業者の認定に当たっての考慮要素として、保護責任者や業務管理者がこれらの業務を適切に行うための必要な知識を有しており、その職責を全うできる地位にあるかどうかというものがある。

このうち、「保護責任者」とは、事業者における重要経済安保情報の保護の全体の責任を有する者であることから、事業者内で適性評価を受けさせる従業者をどの範囲で設定するか、提供された重要経済安保情報をどの部署で取り扱わせ、どの施設で管理させるか等に関して主たる決定を行うことになる。その職位については、例えば株式会社の場合には、通常取締役や執行役クラスが想定され、最低限執行役員以上の権限を有することが適当であると考えられる。また、所属部門としては、通常は社内を束ねる総務や経営企画等に所属する者又はそれらの部門を統括する者が適当であると考えられるが、個々の事業者の実情に応じて、例えば各事業部の独立性が強い企業である場合などには、事業部ごとに複数の保護責任者が置かれる等の運用が否定されるものではない。他方で、複数の保護責任者が配置される事業者において、提供された重要経済安保情報が事業部を超えて共有される必要がある場合などには、主たる責任を有する保護責任者が明確にされていることが必要である。このように、保護責任者は、事業者において高度な責任を有する者であることに変わりなく、例えば、その指名に当たっては取締役会による決定を要するなど、然るべき内部手続も必要になると考えられる。いずれにしても、この後行政機関に提出することになる規程においては、「保護責任者の指名基準及び指名手続」を定める必要があり、認定申請書には規程に基づき指名された個人の氏名や役職を記載する必要がある。

「業務管理者」とは、重要経済安保情報を取り扱う場所において、当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理し、その取扱いの責任を負う立場の者である。重要経済安保情報を取り扱う場所における人の出入りや重要経済安保情報そのものの適切な管理などを監督することになる。その職位については、実務と責任を兼ね備えるという観点では、部長職や課長職相当の者が適当であると考えられる。事業者の実態に照らして、業務管理者を複数置くことや、複数の場所を一人の業務管理者で兼ねることは差し支えない。業務管理者についても、規程において「指名基準及び指名手続」を定める必要があり、例えば、保護責任者は担当部門の長と協議して決定するなど、然るべきレベルでの意思決定が必要であると考えられる。また、保護責任者同様、行政機関に提出することになる認定申請書には指名された個人の氏名や役職を記載する必要がある。

なお、保護責任者や業務管理者に指名されることになった者は、保護責任者や業務管理者であることのみを理由に、適性評価が必要になるということはない。

2 教育資料の作成と教育の実施 【規程第12条／契約第3条関係】

適合事業者の認定に当たっての考慮要素として、事業者において実施される教育が、重要経済安保情報を保護するために必要な知識を的確に習得できる内容となっているか、適切な頻度で継続的に実施されることになっているかというものがある。

事業者において実施する教育資料は、事業者において作成する必要がある。行政機関として最低限盛り込むべきと考える内容については、別添2のとおりであるが、実際の教育資料は、事業者の内部の実務を適切に解説した内容になっていることが必要である。行政機関が適合事業者を認定するに当たっては、事業者として定めた教育資料が上記の観点から十分なものとなっているかを確認する必要があることから、認定申請書には教育資料も添付して提出する必要がある。

その上で、このように作成された教育資料を用いて、最低限年1回、保護責任者や業務管理者等の重要経済安保情報の保護に責任を負う者が、重要経済安保情報を取り扱っている者に向けて、教育の機会を提供する必要がある。また、新たに重要経済安保情報を取り扱う予定の者については、取り扱う前に同様の教育が実施されていなければならない。

3 施設設備の整備

適合事業者の認定に当たっての考慮要素として、事業者において設置される施設設備が、重要経済安保情報を保護するために必要な機能及び構造を有し、立入りの制限や持込みの制限に関して有効な機能及び構造を有しているかどうかというものがある。

すなわち、以下の2つを担保していく必要がある。

- ア) 重要経済安保情報を取り扱う場所（以下「重要経済安保情報取扱区画」という。）において必要な施設設備が設置されていること
- イ) 重要経済安保情報取扱区画に、立入制限や機器持込制限等のルールが策定され適切に運用されていること

ア) については、実際に行政機関による現地での確認も踏まえた上で判断されることになるが、以下の a) から d) の要素について、以下の例を参考に、適切な施設を整備していくことが必要である。なお、a) は全ての重要経済安保情報取扱区画が満たすべきもの、b) は重要経済安保情報取扱区画のうち重要経済安保情報の保管を行う場所が満たすべきもの（重要経済安保情報の閲覧のみを行う区画には不要）、c) はそれぞれの重要経済安保情報取扱区画の状況に応じて必要に応じ満たすことが求められるもの、d) は重要経済安保情報を電磁的記録の形で取り扱うことが想定されている場合に満たすべきもの、である。

a) 重要経済安保情報取扱区画

重要経済安保情報取扱区画への当該情報の取扱いを認められた者以外の不適切な侵入等のリスクを低減する観点から、以下の措置が講じられている。

(社屋への入場制限)

- ・重要経済安保情報取扱区画を含む社屋への入場時に、職員証による認証がなされるなど、適合事業者の従業者以外の者の入場が制限されていること。従業者以外の者が当該社屋に特段の制約なくアクセス可能となっている場合には、当該社屋又は当該社屋が含まれる敷地全体のいずれかの周囲を金網等で囲んだ上で、入場制限のため入退管理システムを構築するなど、審査行政機関において適切と認める措置を講じること。

(天井、壁、床)

- ・容易に破壊されないよう、鉄筋コンクリート又は頑丈な不燃性の資材を用いていること。

(出入口)

- ・出入口は原則一箇所とすること。やむを得ず複数箇所の出入口を設ける場合には、各出入口が不用意に開閉可能とならないように措置されていること。
- ・出入口の扉上部に停電時にも機能する照明装置（常夜灯）を設置するなど、緊急時においても照明が確保できるようにされていること。

(扉及び錠)

- ・出入口の扉には、容易に開錠が困難な鍵や、職員証による認証又は生体認証による開錠装置など、容易に侵入できない施錠設備を採用すること。やむを得ず通常の鍵とする場合には、不適切な侵入を検知し警備室等に自動で連絡がなされる装置（停電時でも作動するもの）が設置されているなど、審査行政機関が適切と認める措置が講じられていること。

(窓)

- ・窓がない部屋を重要経済安保情報取扱区画とすることが推奨されるが、仮に窓が設置されている場合には、窓の強度を確保し、社屋における警戒措置を含めて容易に破壊・侵入されない措置が講じられていること。
- ・外部から容易に盗み見られることがないよう、ブラインドを常時閉めるなど審査行政機関において適切と認める遮蔽措置が講じられていること。

(開口部)

- ・ダクト、通風調整装置、天窓、下水溝、トンネル等の開口部に、不法侵入、盗見、盗聴のおそれがある場合には、金網や鉄格子を取り付ける等、審査行政機関において適切と認める措置が講じられていること。

b) 保管容器

- ・三段式文字盤鍵のかかる金庫又は鋼鉄製の箱など、施錠可能で十分な強度を有する審査行政機関が適切と認める保管庫が設置されていること。

c) 保護のための施設設備

- ・出入口を開けた際に、重要経済安保情報取扱区画外にいる者が区画内部の様子を見ることができないよう、必要に応じ間仕切りを設置する等の措置が講じられていること。
- ・当該重要経済安保情報取扱区画において、重要経済安保情報を記録した文書等の廃棄を行うことが想定される場合には、クロスカット裁断など裁断後の復元が困難な裁断機として審査行政機関が適切と認めるものが設置されていること。
- ・重要経済安保情報取扱区画の中に、適性評価を受けていない者や、適性評価の結果漏えいのおそれがないと認められた者であっても一部の重要経済安保情報について取扱者の指定がされていない者がいる場合には、間仕切りを設置するなど、従業者が取扱い可能な重要経済安保情報以外の重要経済安保情報を知覚することがないよう、審査行政機関において適切と認める措置を講じること。

d) 電子計算機の使用の制限等

- ・重要経済安保情報を電磁的記録の形で取り扱うことが想定されている場合には、当該情報を取り扱う設備として、生体認証等により当該重要経済安保情報の取扱いを認められた者のみがアクセス可能となるようアクセス制限を講じたスタンドアローン又はインターネットに接続していない電子計算機が設置されていること。当該電子計算機について、適合事業者が定める情報セキュリティポリシーに厳格に従った最新のサイバーセキュリティ措置が取られていること。

イ) については、規程に定めた上で、適切に運用されていくことが必要である。

【参考】保管・管理を予定しない事業者における扱い

適合事業者の子会社や適合事業者との契約に基づく協力関係にある事業者などについても、重要経済安保情報を取り扱うことが想定されているのであれば、別途、適合事業者の認定を受けることが必要である。ただし、例えば、これらの子会社や協力事業者（以下「子会社等」という。）の施設内で重要経済安保情報を保管・管理することはせず、当該適合事業者における重要経済安保情報取扱区画のみで取り扱うということが想定されるのであれば、行政機関は、当該子会社等の適合事業者の認定に当たって、上記の4つの考慮要素のうち、【3 施設設備の整備】については考慮要素としないといったことも差し支えない、とされている（「重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン（行政機関編）」p46）。

また、子会社等が適合事業者に認定され、子会社等の従業者として適性評価により適性が認められた者が、実際に重要経済安保情報を取り扱うに当たっては、以下のようないかなることが必要になる。

- ・ 子会社等が、重要経済安保情報を取り扱う前に、実際に重要経済安保情報を取り扱うことになる者を子会社等の取扱者名簿に記入し、行政機関の承認を受ける
- ・ 適合事業者が、重要経済安保情報を取り扱う前に、適合事業者の取扱者名簿とは別に、「自社の重要経済安保情報取扱区画において重要経済安保情報を取り扱うことが見込まれる、自社の従業者以外の者」に関する名簿²を作成し、行政機関の承認を受ける
- ・ 適合事業者が、子会社等の従業者に対して、自社の重要経済安保情報取扱区画におけるルール等を説明し、遵守させる
- ・ 適合事業者が、子会社等の従業者が実際に重要経済安保情報を取り扱った場合に、適合事業者の閲覧簿に必要な事項を記入する

また、上記で述べた施行令及び運用基準に定める適合事業者としての認定基準は、対象となる事業者の資本の規模にかかわらず同様である。運用基準に掲げられた措置は、重要経済安保情報を適切に管理するために当然に必要なものであり、たとえ事業者が中小企業であったとしても、それにより要件が緩和・免除されるものではない。もちろん、適合事業者の全ての要件を満たさない事業者であっても行政機関として重要経済安保情報を提供したいという意向があれば、例えば、重要経済安保情報そのものを含まないよう、機微な情報を削除した情報として提供するという方法を取ったりすることは考えられる。また、事業者が実施する施設設備等の整備に関する支援を検討する行政機関もあると考えられる。

² 適合事業者の取扱者名簿には、適合事業者の従業者以外を含めることはできないため、子会社等の従業者が適合事業者の重要経済安保情報取扱区画において情報を取り扱うためには、別途の名簿の提出が必要。

いずれにしても、重要経済安保情報を適切に管理することができないと行政機関に判断される事業者には、重要経済安保情報は提供されない。

さらに、「重要経済安保情報を適切に管理できるか」という判断については、それぞれの行政機関が保有する重要経済安保情報の内容や性質に応じて、行政機関ごとに事業者に達成を求める水準の判断に一定の差が生じることは否定されない。すなわち、ある行政機関が適合事業者と認定した事業者については、他の行政機関においても適合事業者と認められる事例が大半であると考えられるものの、他の行政機関が必要性を認めた場合には、追加的な資料の提出や厳格な措置の実施を求めることや、求める水準が満たされない場合に最終的に適合事業者と認定しない判断を行うことについては、可能性としては否定されないことには留意が必要である。そのため、行政機関から事前の情報提供を受ける際に、既存の施設設備で情報提供を受けることが可能か否か確認を求めることも有用であると考えられる。

4 規程の策定

別添1も参考にしつつ、本ガイドラインに規定された内容を参考に、規程を策定していく必要がある。策定に当たっての意思決定レベルについては、一義的には事業者による判断ではあるものの、保護責任者や役員等の事業者内の相当程度高位の者を規律する内容であることに加え、議決権の5%超を直接に保有する者の行動にも関わるものであり、事業者全体のガバナンスにも大きく関わることから、取締役会のレベルで決定することが望ましい。

なお、認定申請書3（1）注1では、規程の整備が未了の段階であっても、規程案をその内部決裁の状況の記載とともに添付することで、認定申請を行うことを許容している。しかし、規程において定めるべき事項の一部（例えば、保護責任者の指名基準及び指名手続き）は、それを受けて決定した事項（例えば、保護責任者の氏名）が認定申請書の記載事項であることから、通常は、規程の内容が定まらない限り、認定申請書が提出できないものと考えられる。そのため、行政機関に認定申請書とともに規程案を提出するに当たっては、当該規程案がほぼ原案のとおり内部決裁を終えられるような状態でなければ受理されない可能性があることには留意が必要である。

第3節 適合事業者の認定申請

上記のとおり、適合事業者の認定は、行政機関としての重要経済安保情報の提供の必要性の判断が契機となる。そのため、行政機関として適合事業者に認定したいと考える事業者に対しては、事前の情報提供があるものと考えられる。

このような行政機関からの事前の情報提供を踏まえて、事業者として適合事業者の認定を受ける意思決定をした場合には、規程や教育資料を整えた上で、認定申請書に必要事項を記入して行政機関に提出する必要がある。その際、認定申請書に記載した事項の補足資料として、以下の書類も併せて提出する必要がある。

申請事項	添付書類
1 申請者に関する事項	
(1) 申請者の基本的事項	—

(2) 申請者の総株主等の議決権の5%超を直接に保有する者	株主名簿（申請の日の前6か月以内 ³ のもの）
(3) 申請者の役員 ⁴	戸籍抄本（日本国籍の者の場合） 旅券の写し（外国籍の者である場合）
(4) 申請者における外国との取引に係る売上高の割合	—
2 保護責任者に関する事項	
(1) 保護責任者の基本的事項	戸籍抄本（日本国籍の者の場合） 旅券の写し（外国籍の者である場合） 職務経歴書
(2) 実施体制図	—
3 情報保全に係る規程・教育に関する事項	
(1) 情報保全に係る規程	規程
(2) 教育実施計画	教育資料
(3) 教育体制	—
4 重要経済安保情報を取り扱う場所に関する事項	
(1) 情報を取り扱う場所	各設備のカタログ情報
(2) 業務管理者の基本的事項	戸籍抄本（日本国籍の者の場合） 旅券の写し（外国籍の者である場合） 職務経歴書

なお、役員や保護責任者、業務管理者に関する添付書類は、それぞれの個人情報に当たり、事業者内において、認定申請書の作成担当部局が取り扱うことが適切ではない場合には、認定申請書の提出とは別途の形で提出される形でも差し支えない。

第4節 適合事業者の認定、契約の締結

1 適合事業者の認定

行政機関が適合事業者に認定した場合には、事業者に対して通知がある。

なお、ある行政機関が認定した適合事業者については、その後、第4章による事業者の申請事項に変更がない限りは、引き続き適合事業者としての保全体制が整備されているものと考えられることから、基本的には、当該行政機関は、特段の期限の定めなく、当該事業者を適合事業者として取り扱うことが可能である。

³ 「6か月以内」のものの提出が困難である場合には、行政機関に相談すること。

⁴ 「役員」には代表や社外取締役など全ての役員が含まれる。

【参考】適合事業者であることを対外的に表明することについて

適合事業者に認定された事業者が、自らが適合事業者であることを、対外的に公表し、又は第三者に開示していくことについては、法的に禁止されている行為ではない。他方、一般論として言えば、当該事業者が重要経済安保情報を取り扱っていることを表明していることになるため、それを契機に、当該事業者が情報漏えいの働き掛けを受ける対象となり得る点に十分留意する必要があると考えられる。

2 契約の締結

行政機関から適合事業者と認定された後は、当該行政機関との間で契約を締結する。この契約は、重要経済安保情報の適切な管理のために必要な事項を定めることに加え、適合事業者として果たすべきことを定める包括的なものであり、そのひな型は別添3（「重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン（行政機関編）」の別添1と同内容である。）のとおりである。このような包括的な契約として締結した場合においては、同じ行政機関から複数の重要経済安保情報の提供を受けるときであっても、改めて契約を締結することは要しない。

なお、適合事業者として重要経済安保情報を取り扱っていた事業者において、当該重要経済安保情報が指定解除や有効期間の満了等により存在しなくなった場合には、当該行政機関と協議の上、契約の終了又は継続の決定が行われることになる。その後、同じ行政機関から改めて別の重要経済安保情報の提供を受ける場合には、当初の適合事業者の認定以降に特段の事情の変更がない場合には、改めて適合事業者の認定を要することなく、新規の契約の締結又は既存の契約の必要な改定を行った上で、重要経済安保情報の提供を受けることが可能である。

第2章 適性評価の実施

行政機関との契約を締結した後に、実際に重要経済安保情報を取り扱うことが見込まれる者に対して適性評価が実施される。

なお、「適合事業者が重要経済安保情報を保有させる場合」においては、必ずしも、行政機関との契約の後に適性評価が実施されるわけではない。「適合事業者が重要経済安保情報を保有させる」枠組みにおける調査研究等は、強い特殊性が認められるものも想定され、そのような場合において、例えば、調査研究等の中心となり他のいかなる者も代替できないといったケースで当該者が適性評価を得られなかったときには、先に契約を締結していたとしても、実質的に調査研究等が実施できない事態に陥る可能性が想定される。そうした事例に該当する場合には、実務上、適合事業者の認定後に適性評価を先に実施し、調査研究等に従事する者に適性評価が出たことを確認してから契約を締結することも許容される。

適性評価が実施されるに当たり、行政機関としての実施手順や遵守事項については、運用基準第4章や「重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン（行政機関編）」第2章において規定されている。また、適性評価を受ける者に向けた説明資料として、「適性評価に関するQ&A」も作成・公表されている。

本章においては、適性評価の実施に当たり、事業者内で実施すべきことを規定する。

第1節 適性評価を受ける候補者の選定

1 適性評価を実施することが必要な者の類型

(1) 法第12条第1項各号との関係

行政機関の長が適性評価を実施する評価対象者の類型は、以下の①～③のとおり、法第12条第1項各号のいずれかに該当している者である。①～③の類型に該当しない場合は、行政機関として適性評価を実施する必要がないため、たとえ本人が適性評価を望んだとしても、適性評価を受けることができない。

①重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（法第12条第1項第1号）

当該事業者において、当該行政機関が管理する重要経済安保情報の取扱いの業務を行っていなかった者で、人事異動や担務変更により、新たに重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった者が該当する。当該行政機関から現に特定秘密又は重要経済安保情報の取扱いの適性を認められている者は除かれる。

なお、ここでいう「新たに重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった者」というのは、「取り扱わせようとしている当該重要経済安保情報を、現在取り扱っていない者」のことである。しかし、その者のうち、同一の行政機関から「既に別の重要経済安保情報の取扱いの業務を行っているが、今回新たに当該重要経済安保情報を取り扱うこととなった者」や「過去、重要経済安保情報の取扱いの業務を行っていて、その後取扱いの業務からいったん離れていたが、今回再び重要経済安保情報の取扱いの業務に従事することになった者で、適性評価の再実施までの期間も残存している者」などについては、法律上、適性評価を新たに受けることなく重要経済安保情報の取扱いを行うことができるため、適性評価を実施する必要はない。

ただし、後者のように重要経済安保情報の取扱いの業務に従事していない期間があるような者については、下記③のような事情があるか否かは、それぞれの行政機関において改めて判断されることになる。

②重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行っており、適性評価から10年経過後も引き続きこれを行うことが見込まれる者（同項第2号）

典型的には、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う現在の役職の在任期間中に直近の適性評価から10年を経過する日を迎え、その日以後も重要経済安保情報の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者が該当する。他方、当該者が10年を経過する日以後も引き続き重要経済安保情報の取扱いの業務を行う見込みの有無の判断は、行政機関により、現に行われている重要経済安保情報の取扱いの業務の態様や取扱業務者の業務状況に応じて、個別具体的に検討される。

③当該行政機関が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者のうち、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの（同項第3号）

適性評価により重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者であっても、その後の事情変更等により、「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある」者について、改めて適性評価を実施する。

本類型に該当する者については、その旨を評価対象者に告知することとし（法第12条第3項第3号）、この告知があった者は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行ってはならないことが法定されている（法第11条第1項）。

なお、「これを漏らすおそれがないと認めることについて、疑いを生じさせる事情」の例は、裁判所からの給与の差し押さえ通知により借財の発生を上司が知り得た場合等である。

（2）法第12条第7項との関係

新たに適性評価を実施することが必要と判断された者の中でも、それ以前に他の行政機関が内閣府に調査を求めた上で実施した適性評価において適性を認められた者（当該適性評価の後に、適性評価を実施しようとする行政機関の長の適性評価を受けた者を除く。）であって、その結果の通知から10年を経過していない者については、当該行政機関における適性評価では、適性評価調査を行わず、内閣府から他の行政機関の適性評価の際に行われた適性評価調査の結果の提供を受けて、それに基づき実施することとなる（法第12条第7項）。

2 候補者名簿の作成

（1）候補者の選定 【規程第14条／契約第5条関係】

適合事業者において、適性評価を受けさせる従業者を選定し、候補者名簿に必要事項を記入した上で、行政機関に提出する必要がある。

候補者名簿に記載することができるのは、上記のとおり、法第12条第1項各号に該当する「従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする者」である。適合事業者においては、上記に加えて、下記も参照した上で、候補者を選定する必要がある。候補者の選定は、保護責任者を中心に実施されるものと考えられるが、人事配置にも影響

してくる問題でもあるため、実際の選定に当たっては、関係部署間でよく相談することが必要である。

①「従業者」について

「従業者」の範囲は、法第10条第3項において、代表者、代理人、使用人その他の従業者と規定されている。

適合事業者の従業者には、適合事業者に派遣されている派遣労働者を含む。

ただし、派遣労働者に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせることを目的に、労働者派遣契約を締結する場合、適合事業者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第6項及び第35条などの労働法規に基づき、派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないよう努めなければならない。適性評価の同意取得手続のために派遣労働者に接触する際は、派遣元事業主から派遣対象労働者の通知があった後に行う必要があること等に留意する必要がある。なお、労働者派遣契約において、派遣対象の業務として「重要経済安保情報を取り扱う業務」と書くことや、「当該業務に従事できる者は適性評価により当該情報を漏らすおそれがないと認められた者に限られる。」と書くことは許容される。

他方、適合事業者と雇用関係になく、適合事業者の指揮命令を受ける関係にもない者は、適合事業者の従業者に含まれない。例えば、適合事業者がいわゆる客先常駐として受け入れている者や、適合事業者との委任契約等に基づき適合事業者の業務に関与する権限のある顧問弁護士、大学教員等は、適合事業者と雇用関係になく、適合事業者の指揮命令を受ける関係にもない者である場合には、適合事業者の従業者に含まれず、評価対象者に該当しない。

これらの者が、当該適合事業者において重要経済安保情報の取扱いの業務を行うためには、それぞれが所属する組織が当該重要経済安保情報を提供する行政機関の長から個別に適合事業者として認定された上で契約を締結し、所属する組織の従業者として適性評価を得なければならない。

【参考】「求職者」に対する適性評価について

重要経済安保情報を取り扱うという条件で採用されることになる求職者を候補者とすることは可能であると考えられる。ただし、適性評価の結果が通知されるまでの程度の期間を要するかはあらかじめ分からないため、結果が通知されるまでの間、当該求職者を不安定な地位に置くことになることに留意が必要である。

また、求職者が、すでに「本法に基づいて適性が認められた」旨を表明している場合において、その確認のためだけに行政機関に照会することとしたときに、このような照会に対して行政機関が回答することは、本法第16条第1項の目的外利用の禁止に抵触する可能性がある。ただし、以下のとおり、適性評価のための調査の一環として確認することは可能である。

○過去の適性評価の実施省庁と、現在適性評価を実施しようとしている省庁が同じであるとき（例：A省の適合事業者への求職者Cが「A省から適性を認められた」と言っているとき）

→A省への候補者名簿にCを記載して確認することが可能

○過去の適性評価の実施省庁と、現在適性評価を実施しようとしている省庁が別であるとき（例：A省の適合事業者への求職者Cが、「B省から適性を認められた」と言っているとき）

→A省への候補者名簿にCを記載して確認することが可能（B省が内閣府による調査結果を踏まえて適性評価を実施している（第12条第7項に該当する）場合）

②「重要経済安保情報の取扱いの業務」について

「重要経済安保情報の取扱い」とは、重要経済安保情報である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び重要経済安保情報の伝達に係る事務をいう。

また、「業務」とは、人の社会生活上の地位に基づいて反復・継続される行為を意味する。そのため、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者は、重要経済安保情報を取り扱うこと自体を担当業務とされれば、重要経済安保情報を取り扱うことの頻度、程度や、重要経済安保情報を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

一方、重要経済安保情報を認知しない態様で行われる事務については、該当しない。具体的には、重要経済安保情報を取り扱う区画に立ち入らずに行う警備事務や、重要経済安保情報の取扱いの適性が認められた者の立会いの下、重要経済安保情報が保管された区画に立ち入って実施する清掃事務は、重要経済安保情報の取扱いの業務にあたらぬ。

(2) 候補者への説明 【規程第14条／契約第5条関係】

選定した候補者に対しては、適性評価の概要やプロセスなどを、説明書などを用いながら説明した上で、候補者名簿に掲載することの同意を得ることが必要である。行政機関として想定する説明資料や同意書のひな型は別添4であるが、いずれにしても、同意を取得できなかった場合には、候補者名簿には掲載できず、適性評価を受けさせることはできない。

また、このような説明は、必ずしも保護責任者や業務管理者から実施しなくてもよく、当該候補者の直属の上司等の各事業者において適切と思われる者から実施するとすることも可能である。ただし、上司等に説明を実施させる場合には、当該上司等に対しても適性評価の趣旨などを理解させることが必要である。具体的には、上司等が、適性評価を受けることを強制することや候補者名簿の掲載に同意しない場合にその理由を問うといった候補者へのプライバシーを侵害することがないように徹底しなければならない。

(3) 候補者名簿の作成、行政機関への提出 【規程第15条／契約第6条関係】

候補者名簿には、候補者の氏名、生年月日、部署や役職、業務内容のほか、法第12条第1項各号のいずれに該当する者であるか、法第12条第7項に該当するかどうか、についても、候補者から聴取の上で記載する必要がある。なお、適合事業者として法第12条第1項第1号イ又はロに該当する（適性評価を実施する必要がない）と想定される者であっても、当該該当性の判断はあくまでも行政機関で実施するものであるから、候補者名簿に掲載することが必要である。

候補者名簿は作成後、行政機関に提出するが、提出後も例えば以下のように、候補者名簿に掲載した事項に変更がある場合には、速やかに当該名簿を提出した行政機関に報告して、当該者に対する適性評価に関する手続きを中止しなければならない。

<例>

- ・候補者が重要経済安保情報の取扱いの業務を予定する職位から離任した場合

- ・候補者が重要経済安保の取扱いの業務を予定する職位への異動内示があったものの、異動先が変更になった場合

なお、候補者名簿は、個人情報であるとともにそれ単体も機微な情報であることから、適合事業者内でも、業務の遂行上真に必要なとされる者の間だけで厳重に管理されなければならない。

第2節 適性評価の実施

1 行政機関の長による承認

候補者名簿に掲載された者が、法及び運用基準に則り適切に選定されているか、法第12条第1項各号の要件を満たすか否かは行政機関により判断される。

行政機関から、「重要経済安保情報を取り扱うことが見込まれる者」として最終的に判断された場合には適性評価が実施されることになり、評価対象者本人に対しては、告知書と同意書が送付される。

ただし、必ずしも候補者名簿に掲載された者全員に告知書と同意書が送付されるわけではなく、行政機関から「重要経済安保情報を取り扱うことが見込まれる者」として判断されない場合もある。このような通知を行政機関から受け取った場合には、候補者本人にも通知することが必要である。この際、複数の候補者について適性評価を実施しない旨の通知が一つの通知書によってなされることがあるので、この場合には、ある候補者が適性評価を実施しなくなったことが他の候補者に知られないよう通知の方法を工夫する必要がある。

なお、行政機関によって「重要経済安保情報を取り扱うことが見込まれる者」として認められた後であっても、候補者名簿に掲載した従業者が、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う蓋然性がなくなったような場合には、速やかに行政機関に報告しなければならない。

【参考】「見込まれる者」について

「見込まれる」者には、職員等が直ちに取扱いの業務を行うべき個別具体の必要性が生じている状況のほか、職員等が配置されたポストにおけるこれまでの取扱いの業務の実態その他の事情に照らして、取扱いの業務を行う蓋然性が認められる状況も含まれる。

<例>

- ・着任している職位で重要経済安保情報の取扱いの業務を担当することとなった者
- ・重要経済安保情報の取扱いの業務を担当する職位への異動内示があった者
- ・重要経済安保情報を取扱うという条件で採用されることになる求職者

一方で、適性評価は評価対象者等のプライバシーに関わるものであることから、その範囲は必要な者に限られなければならない。

2 適性評価の実施

(1) 適性評価調査への協力 【規程第16条／契約第7条関係】

評価対象者が行政機関から送付された同意書を提出すれば、適性評価調査を実施する行政機関から質問票が送付され、適性評価のための調査が開始される。

評価対象者が質問票に必要事項を記入した上で適性評価調査を実施する行政機関に提出した後、候補者の上司等に対する質問や人事記録の確認などの調査が実施されることになる。適合事業者としては、これらの調査の円滑な実施に協力することが必要であり、個別に調査に対応することになる上司等に対しては、合理的な範囲でその調査に協力するよう十分に説明することが必要である。

なお、評価対象者本人からは、あらかじめこのような調査が実施されることの同意を得ているため、行政機関への回答に当たって適合事業者において評価対象者本人から改めて同意を得る必要はない。

(2) 適性評価の進捗の確認 【契約第7条関係】

どのくらいの期間で適性評価の結果が通知されるかという点は、評価対象者本人が置かれた状況により異なるため、あらかじめその目安等を定めることは困難とされている。ただし、適性評価の結果の通知を受けていない場合に、評価対象者や適合事業者が行政機関に対してその進捗を確認することは可能である。ただし、こうした進捗に関する情報は、評価対象者の個人情報に属するものであり、その回答はあくまで評価対象者本人にのみ回答されることになるため、適合事業者としては、評価対象者本人に確認することになる。

(3) 質問票の内容の開示を求めることの禁止 【規程第14条関係】

質問票はあくまでも評価対象者本人が記入し、行政機関に提出するものである。評価対象者本人のプライバシーに関する情報が多く含まれるものであり、その上司等が質問票に記入した内容の開示を求めることは許容されない。

第3節 適性評価者名簿の整備 【規程第17条／契約第8条関係】

適性評価が終了した場合、適合事業者に対してもその結果が通知される。その際、適性があるとは認められなかった評価対象者に対しては、本人が希望しない旨を申し出ている場合を除き、その理由も併せて通知することになる。適合事業者においては、評価対象者本人から理由を聞き出そうとすることは許容されない。

行政機関から通知された結果を踏まえ、適合事業者内において、誰が適性を認められた者であるかを全体として管理する観点から、適性があると認められた従業者を一覧にした適性評価者名簿を作成して、管理することが必要である。適性評価者名簿は、あくまでも事業者における内部管理のために必要とされるものであり、行政機関などに提供する必要はない。ただし、最低限年に1回、退職等により名簿から削除すべき者はいないか、有効期間が到来した者はいないか等を確認し、適性評価者名簿を最新の状態にしておくことが必要である。

新たに名簿に記載すべき者などが出てきた場合には、第1節に規定する候補者名簿に追加することを通じて、行政機関に対して新たに適性評価の実施を求めていくことが必要である。

なお、適性評価者名簿は、個人の適性評価の結果が集約されているものであり、個人情報であるとともにそれ単体も機微な情報であることから、適合事業者内でも、業務の遂行上真に必要なとされる者の間だけで厳重に管理されなければならない。

第4節 適性評価に関する個人情報等の管理

1 個人情報の適切な管理 【規程第18条／契約第9条関係】

適合事業者においても、候補者名簿の掲載に同意しなかったこと、適性評価の実施に同意しなかったこと、適性評価の結果の通知を受けていないこと、適性評価の結果等の個人情報を取り扱うことになる。このような個人情報については、適合事業者においても個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に管理し、漏えいや滅失の防止等のための安全管理措置を厳格に実施することが必要である。

また、当該情報が文書等によって提供された場合には、当該文書等を適切な期間保存することが必要である。具体的には、適性が認められたという結果に関する情報は10年間、それ以外の情報に関しては1年間は保存しておくことが実務上必要と考えられるが、それらを越えて保存することはないようにしなければならない。

さらに、これらの情報は、それ単体も機微な情報であることに加えて、目的外利用の禁止等の義務もかかることから、適合事業者内でも、業務の遂行上真に必要なとされる者の間だけで厳重に管理されなければならない。

2 目的外利用等の禁止

(1) 苦情の申出をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止 【規程第19条／契約第10条、第12条関係】

適合事業者の従業者である評価対象者が、苦情の申出をしたことを理由として、申出者に不利益な取扱いをすることは、法第14条第3項及び運用基準第4章第5節6において禁止されている。ここでいう、不利益な取扱いとは、例えば、苦情の申出をしたことを理由として、解雇、減給、降格、懲戒処分、自宅待機命令、不利益な配置の変更、労働契約内容の変更の強要、昇進若しくは昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと、又は専ら雑務に従事させるなど就業環境を害するといった行為を指す。

また、行政機関においては、適合事業者においてこうした不利益取扱いの禁止が遵守されるように、以下のような措置を講ずることもあり得るとされている。

- ・不利益な取扱いを受けたとする評価対象者との間でその解消に向けた協議を行うこと。
- ・行政機関からの是正の求めにもかかわらず、違反の状況が解消されない場合には、同項に違反する適合事業者として当該事業者名を公表する、又は契約を解除すること。

いずれにしても、こうした行為は法的に禁止されており、契約でもその遵守を求められることになるため、仮に違反が生じたような場合には、上記だけに留まらず、当該者からの訴訟の提起などに至る可能性もある。

(2) 適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限（目的外利用の禁止） 【規程第20条／契約第11条、第12条関係】

法第16条第2項及び運用基準第4章第4節3は、適合事業者及び派遣元事業主において、重要経済安保情報の保護以外の目的のために、行政機関の長から通知された内容を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない旨を定めている。

また、行政機関においては、適合事業者においてこうした目的外利用の禁止が遵守されるように、以下のような措置を講ずることもあり得るとされている。

- ・個人情報の目的外利用をされたとする評価対象者との間でその解消に向けた協議を行うこと。

・行政機関からの是正の求めにもかかわらず、違反の状況が解消されない場合には、同項に違反する適合事業者として当該事業者名を公表する、又は契約を解除すること。
いずれにしても、こうした行為は法的に禁止されており、契約でもその遵守を求められることになるため、仮に違反が生じたような場合には、上記だけに留まらず、当該者からの訴訟の提起などに至る可能性もある。

なお、以下は上記の「目的外利用」に関する具体例である。

- 適性があるとは認められなかった者について、予定していた重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせないことについては、そもそも本法が予定していることであり、「目的外利用」に当たらないと解釈される。
- 適合事業者において、重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる前提で採用又は採用内定した場合において、当該者につき適性があるとは認められなかったときは、採用又は採用内定の当初の目的を達成できないことになる。この場合において、当該者の採用や採用内定の取消をすることは本法との関係で問題になるものではないが、最終的に当該取消が可能であるか否かは、司法において個別具体的に判断されることになる。
- 適合事業者において、適性があると認められた者を対象に手当を支給することについては、重要経済安保情報の取扱いの業務の難易度とそれに対する遂行能力、当該業務を遂行する上で当該従業者が負う業務上の責任などを全体として評価した結果であり、適性があると認められた事実そのものが評価対象ではないという前提で、目的外利用には当たらないと解釈される。

運用基準

第4章 適性評価

第4節 適性評価に関する個人情報等の管理

3 適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限

内閣総理大臣及び行政機関の長並びに適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、次に掲げる場合を除き、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報を重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

- ・ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第100条第4項、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項などの法令に基づく場合
- ・ 法第16条第1項ただし書に該当する場合

適性評価の実施に当たって取得する個人情報を重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は提供するとは、例えば、適性評価の結果を考慮して、解雇、減給、降格、懲戒処分、自宅待機命令、不利益な配置の変更、労働契約内容の変更の強要、昇進若しくは昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと、又は専ら雑務に従事させるなど就業環境を害することなどが考えられる。

他方、例えば次のような事例は、重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は提供する場合に該当しないこともあると考えられるため、個別具体的に判断する必要がある。

- ・ 外国の政府と共同で実施するプロジェクト等において、重要経済安保情報の取扱いが想定されるためその対象者を相互に確認する観点から、行政機関が、外国

の政府に、適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者の氏名を伝達すること。

また、行政機関の長は、適合事業者における目的外利用の禁止が遵守されるよう、契約において、個別具体的な事情を考慮し、担保措置等を適切に定めるよう努めるものとする。

なお、名簿への掲載に同意しなかった事実や、適性評価の結果が通知されていない事実等について、重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用することは、法第 16 条第 1 項及び第 2 項の趣旨に鑑みれば、同様に行われるべきではない。

第 5 節 従業者が派遣労働者である場合 【規程第 23 条／契約第 15 条関係】

前述のとおり、適合事業者に派遣されている派遣労働者は、適合事業者の「従業者」と解釈される。

そのため、本章第 1 節～第 4 節までに規定している内容は、派遣労働者に対しても実施されることが必要であり、関係する情報は当該派遣労働者を雇用する派遣元事業主に対しても共有することが必要である。

1 名簿掲載に係る同意の取得

派遣労働者に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする場合には、労働者派遣契約においてその旨を明記することが必要になるが、労働者派遣契約において、「(派遣先での業務が) 重要経済安保情報を取り扱う業務になること」や、「(派遣先での) 業務に従事できる者は適性評価により当該情報を漏らすおそれがないと認められた者に限られる。」といった制限を加えることは、許容される。ただし、労働者派遣法第 26 条第 6 項に「派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないよう努めなければならない」とされていることに鑑み、適合事業者において派遣労働者に対して候補者名簿への掲載のための説明や同意の取得を行うタイミングは、労働者派遣法第 35 条により派遣元事業主から派遣対象労働者の通知があった後である必要がある。

派遣労働者から同意を取得した上で候補者名簿に掲載する場合、保護責任者は、候補者名簿を行政機関に提出する前に、派遣元事業主にもその旨を通知する必要がある。

2 行政機関から通知される事項の派遣元事業主への共有

派遣労働者を候補者名簿に記載して行政機関に提出して以降、当該派遣労働者に係る様々な通知が適合事業者が届くことになる。適合事業者は行政機関から通知されてくる以下の事項を、派遣元事業主に共有することが求められる。

- ・ 候補者名簿に登載したこと又は不登載となったこと
- ・ 適性評価を実施することについての行政機関の長の承認が得られたこと又は得られなかったこと
- ・ 適性評価の実施についての同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったこと
- ・ 同意を取り下げたことにより適性評価の手續が中止されたこと
- ・ 適性評価の実施に同意した後に重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったことにより適性評価の手續が中止されたこと
- ・ 適性評価の結果

- ・第4章第2節2に規定する事情があると認められたこと
- ・当該派遣労働者が申し出た苦情の処理の結果、改めて適性評価を実施する必要があると認められたこと

3 派遣元事業主との間で担保すべきこと

適合事業者は、派遣元事業主において以下の事項が達成されるように、労働者派遣契約等の派遣元事業主との契約に盛りこむことにより担保しなければならない。

- ・当該派遣労働者に関して、派遣元事業主として、第4章第2節2に規定する事情があると認めた場合には、適合事業者はその旨を報告すること
- ・当該派遣労働者に関する上記の通知に係る文書を第4節1の規定に準じて適切に管理すること
- ・当該派遣労働者が苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないこと
- ・当該派遣労働者が候補者名簿の掲載に同意をしなかったこと、適性評価の実施に同意をしなかったこと、適性評価の結果が通知されていないこと、適性評価の結果その他適性評価の実施に関して収集した個人情報を、重要経済安保情報の保護以外の目的に利用又は提供してはならないこと
- ・当該派遣労働者が重要経済安保情報文書等を紛失し、漏えいした場合には、派遣元事業主の就業規則等により懲戒の対象となることが規定されていること

第3章 重要経済安保情報の取扱い

第1節 取扱者の制限

1 取扱者の選定 【規程第24条／契約第16条関係】

重要経済安保情報は、適性があると認められた者でないと取り扱ってはならないが、適性があると認められた者であっても、従事している業務の実態に照らして、必要のない情報は取り扱ってはならない。適合事業者において重要経済安保情報を取り扱える者の範囲は、まずは契約で合意されることになる。契約においては、主に部署単位で設定していくことを想定しているが、重要経済安保情報を取り扱えるとされた部署においても、個々の重要経済安保情報の中身及び当該情報を取り扱う業務の実態に照らして、実際に取り扱うことになる者は必要最小限度の範囲で設定することが必要である。

なお、このような範囲の設定は、保護責任者が中心となって決定することが想定されるが、上記のとおり、保護責任者が重要経済安保情報を取り扱える者ではない場合もあるため、このような場合には、適性があると認められた者の中でも提供される重要経済安保情報に最も詳しいと思われる者が、実際に提供された重要経済安保情報を確認した上で、選定していくことが必要である。

2 取扱者名簿の整備 【規程第25条／契約第17条関係】

契約上、重要経済安保情報を取り扱えるとされた部署において、実際に重要経済安保情報を取り扱うことになる者を決定した場合には、それを取扱者名簿の形で整備し、行政機関に提出することが必要である。取扱者名簿には、当該名簿に掲載された従業者が取扱いの業務を行う対象の重要経済安保情報、当該情報を取り扱う従業者の氏名及び当該従業者に適性が認められる旨の適性評価の結果の通知を受けた日のうち最も直近のものを記載しなければならない。

取扱者名簿は、「誰がこの重要経済安保情報を取り扱っているか」ということを行政機関との間で共有するものであり、実際に重要経済安保情報を取り扱う前に、行政機関に当該名簿を提出して、行政機関からの承認を受けることが必要である。取扱者名簿の提出後に、退職や人事異動等によって当該名簿に係る重要経済安保情報を取り扱わなくなった場合には、速やかに当該名簿から削除の上で、行政機関に報告しなければならない。一方、新たに従業者を重要経済安保情報の取扱いの業務に従事させるべく、取扱者名簿に追加する必要がある場合には、同じく実際に重要経済安保情報を取り扱わせる前に行政機関に承認を受けなければならない。ただし、このように取扱者名簿に追加しようとしている者が、適性があるとは認められていない者であれば、適性評価を受けてもらうことから始める必要があり、契約上、重要経済安保情報を取り扱えるとされた部署の所属ではない者であれば、当該契約を変更することから始める必要がある。

なお、取扱者名簿についても、適性評価者名簿と同様に、個人の適性評価の結果が集約されているものであり、個人情報であるとともにそれ単体も機微な情報であることから、適合事業者内でも、業務の遂行上真に必要とされる者の間だけで厳重に管理されなければならない。

3 取扱者の制限 【規程第 26 条／契約第 18 条関係】

取扱者名簿に掲載されている者については、その名簿を共有するなどしてお互いに、「この重要経済安保情報を誰が取り扱っているか」ということが認識できるようにする必要があります。その上で、実際に重要経済安保情報を取り扱っている者は、取扱者名簿に掲載されていない者に対しては、仮に行政機関から適性が認められた者であっても、当該重要経済安保情報を提供してはならない。

また、行政機関から適性があると認められていないので重要経済安保情報を取り扱うことができない者は、実際に重要経済安保情報を取り扱っている者に対して、自身に当該重要経済安保情報を提供するように求めてはならない。仮に業務命令の形であっても、重要経済安保情報を取り扱うことができない上司等がこのような指示をした場合には、重要経済安保情報の漏えいの教唆として、罰則（3年以下の拘禁刑又は 300 万円以下の罰金）の対象となる可能性があることに留意する必要があります。

第 2 節 重要経済安保情報を保護するための措置

1 アクセス・立入制限措置 【規程第 27 条、第 28 条／契約第 19 条関係】

重要経済安保情報は、行政機関から承認された重要経済安保情報取扱区画の中でしか取り扱うことができない。そのため、当該区画の出入口には、適性があると認められていない者が立ち入ることができないよう、第 1 章第 2 節 3 (a) で規定されているような監視・警報装置等の物理的な防護措置を講じることが必要である。また、適性があると認められていない者が必要以上に当該区画に近づかないよう、その入口に、立入りが禁止されている旨の掲示を施すことが必要である。

ただし、重要経済安保情報を取り扱うことができない者であっても、例えば、以下のような者が、重要経済安保情報取扱区画に立ち入ることも考えられるため、こうした場合には、重要経済安保情報文書等を事前に移動又は被覆する等の防護措置をあらかじめ講じた上で、立ち入りを許可するのが適当である。

- ・重要経済安保情報取扱区画に設置されている電子計算機等の器材の維持、管理を行う者
- ・契約行政機関の職員であって検査等を行う者
- ・緊急事態の発生時又は発生のおそれがある場合に重要経済安保情報取扱区画の保護措置を行う者
- ・労働安全衛生法令に基づく立入りなどやむを得ない事情がある者

また、重要経済安保情報を現に取り扱っている者であっても、業務の必要性を超えて不必要に立ち入ることがないよう、重要経済安保情報取扱区画への立入りに関して、実際に立ち入った者の所属や氏名、立ち入った時刻等を記録することも必要である。

2 携帯型情報通信・記録機器の持込禁止措置 【規程第 29 条／契約第 20 条関係】

重要経済安保情報は、文書等の媒体にて提供されることが一般的であるが、仮に、電磁的記録として重要経済安保情報が提供される場合には、USB メモリなどの可搬型記録媒体にて提供されることになる。このような電磁的記録としての重要経済安保情報を取り扱うための電子計算機は、スタンドアローン又はインターネットに接続していないことが求められている。同様の観点から、行政機関から承認された重要経済安保情報取扱区画に立ち入る場合には、携帯電話、スマートフォンなど通信可能な携帯型情報通信機器に加えて、

録音機やビデオカメラなど撮影・録画・録音が可能な記録機器も持ち込んではいけません。そのため、当該区画の入口には、携帯型情報通信・記録機器の持込みが禁止されている旨の掲示を施すことが必要です。

3 電子機器の使用の制限 【規程第 30 条／契約第 21 条関係】

第 1 章第 2 節 3 d) のとおり、電磁的記録としての重要経済安保情報を取り扱うための電子計算機は、スタンドアローン又はインターネットに接続していないことが必要であり、当該電子計算機に対して、生体認証等によるアクセス制限が講じられ、当該アクセス制限に関して行政機関から認定を受けることが必要です。

また、重要経済安保情報が記録された電磁的記録を電子計算機で取り扱う場合には、当該電磁的記録の可搬記憶媒体への書き出しログ及び印刷ログを保存しなければならない。

第 3 節 重要経済安保情報の取扱い

1 接受 【規程第 31 条／契約第 23 条関係】

行政機関から提供される重要経済安保情報文書等は、保護責任者又は保護責任者から指名された者（当該行政機関から適性があると認められた者に限る。以下同じ。）が受け取らなければならない。

また、重要経済安保情報文書等を受け取る際には、当該重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報の指定の有効期間などがあわせて行政機関から通知される。この通知の内容についても、適合事業者において実際に重要経済安保情報を取り扱う者に周知することが必要です。

なお、保護責任者又は保護責任者から指名された者が、行政機関から重要経済安保情報文書等を受け取らずに、行政機関において閲覧のみとする場合には、行政機関の閲覧簿に必要な事項を記入することが必要です。その上で、当該閲覧に係る重要経済安保情報の管理については、後記 4 の簿冊への記録も含め、受け取った重要経済安保情報文書等と同様に実施する必要がある。

2 保管・管理 【規程第 32 条／契約第 24 条、第 25 条関係】

受け取った重要経済安保情報文書等は、行政機関から承認された重要経済安保情報取扱区画において、行政機関から承認された保管容器の中に保管しなければならない。

重要経済安保情報が電磁的記録として、可搬型記憶媒体で提供された場合についても、当該可搬型記憶媒体に、暗号化措置を施した上で、上記の保管容器の中に保管しなければならない。また、電磁的記録を取り扱う電子計算機についても、上記の重要経済安保情報取扱区画に存置された上で、持出しや盗難、紛失等を防止するために、当該電子計算機に対して、ワイヤで固定する等の措置が講じられていることも必要です。

3 複製・作成 【規程第 36 条、37 条／契約第 32 条、33 条関係】

行政機関から提供された重要経済安保情報文書等は、適合事業者内においても厳重に管理される必要があり、提供された重要経済安保情報文書等が事業所内で移動することや閲覧されることはあっても、当該文書等が事業者内で複製されたり、重要経済安保情報を記録する文書等が新たに事業者内で作成されたりするといったことを基本的には想定してい

ない。そのため、このように複製や作成をする場合には、あらかじめ行政機関から許可を受けることが必要である。

申請が承認された後、実際に重要経済安保情報文書等を複製又は新たに作成するに当たっては、行政機関の立ち会いを得ることが必要である。

その上で、実際に重要経済安保情報文書等を複製又は新たに作成をした場合には、以下の措置を実施しなければならない。

- ・ 「重要経済安保情報」の表示をする。当該重要経済安保情報文書等の物件としての性質上表示することが困難である等の理由により、「重要経済安保情報」の表示が困難である場合には、重要経済安保情報の指定の満了する年月日と指定に係る重要経済安保情報の概要を記載した書面（以下「指定に係る通知書」という。）により通知する。
- ・ 行政機関から提供された重要経済安保情報が、外国の政府等から当該行政機関に対して提供された秘密情報である場合には、上記の表示に加えて、当該外国の政府等の名前も併せて表示する。
- ・ 行政機関から承認された重要経済安保情報取扱区画における保管容器に保管する。
- ・ 複製や作成の過程で作成した文書等であって、当該重要経済安保情報の内容を察知するに足るものは、用済後に速やかに廃棄する。

4 簿冊の整備 【規程第 41 条／契約第 37 条関係】

重要経済安保情報文書等を接受し、保管又は管理した場合には、当該重要経済安保情報文書等の交付元行政機関やその件名、有効期間が満了する日、接受した年月日や接受者、保管している重要経済安保情報取扱区画や保管容器等の情報を簿冊（以下「保管簿」という。）に整理し、記録することが必要である。

また、複製又は作成した場合には、保管簿とは別途の簿冊（以下「作成記録簿」という。）を整備し、保管簿と同様の情報を記録することが必要である。

5 運搬 【規程第 33 条／契約第 26 条～第 29 条関係】

上記のとおり、接受、作成又は複製した重要経済安保情報文書等については、行政機関から承認された重要経済安保情報取扱区画において取り扱い、また承認された保管容器の中に適切に保管しなければならないとされている。

適合事業者において、重要経済安保情報を取り扱おうとする場所や重要経済安保情報文書等を保管する保管容器を変更しようとする場合には、あらかじめ行政機関から承認を受けることが必要であるが、すでに承認を受けている重要経済安保情報取扱区画の中で、重要経済安保情報文書等を運搬する場合には、以下に留意することが必要である。

- ・ 実際の運搬に当たっては、外部から視認できない施錠可能な運搬容器を用いて、2名以上の者で携行する。
- ・ 運搬した文書を受領等する場合には、運搬した側と受領した側の授受を明確にするため、受領書を用意し、双方へのサインを求める。
- ・ 仮に、運搬に伴い、重要経済安保情報文書等を保管する場所や保管容器が変更になる場合には、保管簿に記載した内容を修正する。

6 閲覧 【規程第 34 条／契約第 30 条関係】

重要経済安保情報文書等を一時的に持ち出して閲覧する、別の重要経済安保情報取扱区画に対して運搬はするものの用済後には元の場所に戻すといった場合には、当該重要経済安保情報文書等の内容を筆記することを禁止する等の措置が必要である。

また、閲覧に際しては重要経済安保情報文書等を保管する場所や保管容器が変更されないため、簿冊への記入に関しては、保管簿の内容を修正する必要はない。ただし、重要経済安保情報文書等を取り扱っていた者として、その記録は残しておく必要があり、こうした一時的な持出しや閲覧等の行為を管理するための、別途の簿冊（以下「閲覧簿」という。）を整備することが必要である。閲覧簿には、閲覧した重要経済安保情報文書等、閲覧日、閲覧者などが記入される必要がある。

7 伝達 【規程第 35 条／契約第 31 条関係】

重要経済安保情報文書等を運搬する場合や一時的に持ち出して閲覧する場合以外にも、口頭等によって重要経済安保情報が共有される可能性があり、こうした伝達行為についても、一定の管理が必要である。

重要経済安保情報を伝達するに当たっては、電子メール、電話、FAX、ストレージサービス等のインターネットを介したもので実施してはならない。また、伝達行為は、重要経済安保情報取扱区画内において、当該重要経済安保情報に係る取扱者名簿に掲載されている者に対してのみ実施されなければならない。さらに、伝達の際には、その始めと終わりに伝達する情報が重要経済安保情報であることを明らかにするとともに、当該伝達の内容を筆記又は録音することを禁止することが必要である。

第 4 節 指定の有効期間の満了等があった場合の重要経済安保情報文書等の扱い

1 指定の有効期間が満了した場合 【規程第 38 条／契約第 34 条関係】

重要経済安保情報を提供した行政機関から、重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した旨の通知があった場合には、以下の措置を講じることが必要である。

- ・ 適合事業者において、当該重要経済安保情報を取り扱っている者に対して、当該指定の有効期間が満了した旨を周知すること。この場合において、当該重要経済安保情報文書等の物件としての性質上表示することが困難である等の理由により、「重要経済安保情報」の表示がされておらず、重要経済安保情報の指定に係る通知書により当該文書等が重要経済安保情報文書等である旨を通知した者に対しては、別途通知書の形で通知すること。
- ・ 当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した文書等に、「重要経済安保情報」の表示を赤色の二重線等で抹消した上で、「重要経済安保情報指定有効期間満了」の表示をすること。

2 指定の有効期間が延長された場合 【規程第 39 条／契約第 35 条関係】

重要経済安保情報を提供した行政機関から、重要経済安保情報の指定の有効期間が延長された旨の通知があった場合には、以下の措置を講じる。

- ・ 適合事業者において、当該重要経済安保情報を取り扱っている者に対して、当該指定の有効期間が延長された旨を周知すること。この場合において、当該重要経済安保情

報文書等の物件としての性質上表示することが困難である等の理由により「重要経済安保情報」の表示がされておらず、重要経済安保情報の指定に係る通知書により当該文書等が重要経済安保情報文書等である旨を通知した者に対しては、別途通知書の形で通知すること。

3 指定が解除された場合 【規程第 40 条／契約第 36 条関係】

重要経済安保情報を提供した行政機関から、重要経済安保情報の指定が解除された旨の通知があった場合には、以下の措置を講じることが必要である。

- ・ 適合事業者において、当該重要経済安保情報を取り扱っている者に対して、当該指定が解除された旨を周知すること。この場合において、当該重要経済安保情報文書等の物件としての性質上表示することが困難である等の理由により、「重要経済安保情報」の表示がされておらず、重要経済安保情報の指定に係る通知書により当該文書等が重要経済安保情報文書等である旨を通知した者に対しては、別途通知書の形で通知すること。
- ・ 当該重要経済安保情報の指定が解除された文書等の、「重要経済安保情報」の表示を赤色の二重線等で抹消した上で、「重要経済安保情報指定解除」の表示をすること。

第 5 節 検査等

1 検査の実施 【規程第 42 条、第 43 条／契約第 38 条関係】

適合事業者においては、毎年 1 回以上、重要経済安保情報取扱区画ごとに、取り扱っている重要経済安保情報文書等の保管状況を検査する必要がある。重要経済安保情報取扱区画が複数ある場合には、それぞれの区画における検査結果をとりまとめた上で、行政機関に報告しなければならない。

また、行政機関が適合事業者における重要経済安保情報文書等の管理状況について検査を行う場合は、その実施のために協力するものとする。

2 適切な管理に向けた従業者への周知 【規程第 44 条関係】

適合事業者においては、従業者が適合事業者の定める規程に違反して、重要経済安保情報文書等を紛失し、漏えいした場合には、就業規則に基づく懲戒の対象となることを担保するとともに、このような旨を社内に周知しなければならない。

第 6 節 重要経済安保情報文書等の返却や廃棄

1 重要経済安保情報文書等の返却 【規程第 45 条／契約第 39 条関係】

接受した重要経済安保情報文書等について、行政機関から返却の指示のあったときは、返却しなければならない。重要経済安保情報文書等を返却した場合には、保管簿にもその旨を記載する必要がある。

2 重要経済安保情報文書等の廃棄 【規程第 46 条／契約第 40 条関係】

接受した重要経済安保情報文書等の廃棄は、行政機関から指示があった場合に限り実施できる。廃棄に当たっては、当該重要経済安保情報を取り扱うことができる者が、焼却、粉碎、細断、溶解、消磁及び破壊等の手段により、重要経済安保情報文書等の内容が識別できないように確実にを行うことが必要である。

廃棄に当たっては、保護責任者等の適合事業者内の然るべき者が立ち会って、上記の方法により確実に廃棄させることが必要である。廃棄が完了した場合には、その旨を行政機関に報告することが必要であり、保管簿にも記載する必要がある。

3 緊急時の対応 【規程第 47 条／契約第 41 条関係】

重要経済安保情報の漏えいのおそれがあるような緊急の事態が起こった場合には、まずはその漏えいを防止するために注力しなければならない。その際、他に適当な手段がないと認める場合には、上記と同様の手段により廃棄することができるが、原則としては、行政機関への申請が必要である。このような申請をしている暇がないといった止むを得ない場合に限り、行政機関に事後報告することで足りる。上記により廃棄した場合についても、保管簿に記載する必要がある。

ただし、上記の措置の実施に際しては、人命がなによりも優先されることに留意する。

4 事故発生時の対応 【規程第 48 条／契約第 42 条関係】

重要経済安保情報文書等を紛失した場合、重要経済安保情報が漏えい若しくは破壊された場合又はそれらの疑いがある場合は、直ちに適切な処置を講じるとともに、保護責任者又は業務管理者に報告することが必要である。

保護責任者は、上記の報告を受けたときは、その保護のために必要な措置を講じて事故の拡大防止に努めるとともに、直ちにその事実の調査を行って把握し得る全ての内容を、行政機関に報告する必要がある。

上記の報告後、遅滞なく次に掲げる事項について調査を行い、その調査結果に所見及び対策を添えた調査報告書を行政機関に提出しなければならない。

- (1) 事故等が発生した日時及び場所並びに当事者の氏名及び職務
- (2) 事故等発生に係る重要経済安保情報文書等の名称、登録番号、一連番号、数量及び内容
- (3) 事故等発生の原因及び経過
- (4) 事故等発生の及ぼす影響
- (5) 事故等発生に対して講じた措置
- (6) その他参考となるべき事項

第4章 事後の事情変更

第1節 適合事業者認定に係る事情変更

適合事業者の認定に際して認定申請書に記載した内容や、行政機関に提出した規程や教育資料を変更しようとする場合には、原則として当該変更が生じる前に行政機関に報告し、引き続き適合事業者と認定されるか否か、行政機関の審査を受ける必要がある。

下記の報告に伴い、適合事業者に該当するか否かを行政機関が審査している間は、適合事業者として、引き続き重要経済安保情報を取り扱うことが可能である。

1 事業者の基本的な事項に関する変更 【規程第8条／契約第4条関係】

実際に変更する前に報告することが必要である。

なお、代表者が変更になった場合には、3に規定する「役員に関する変更」に基づき対応することが必要である。

2 議決権の5%超を直接に保有する者に関する変更 【規程第9条／契約第4条関係】

あくまでも、議決権割合が実際に閾値（5%、10%、15%）を初めて越えた時点で報告することが原則ではある。しかしながら、特に上場会社においては、常時その変動を把握するのは困難であるという実態に鑑み、発行会社として、その変動により閾値を超えたことを初めて認識した時点で報告するということで差し支えない。

3 役員に関する変更 【規程第10条／契約第4条関係】

役員の国籍や帰化歴の有無などに変更があった場合には当該役員から報告をさせるものとし、実際に報告があったときは、速やかに行政機関に報告する必要がある。

また、役員が変更になる場合には、株式会社であれば株主総会による決議によることが通常であり、株主総会の決議前に行政機関に報告することは困難であると考えられるため、このような場合には、総会で決議後に速やかに報告する必要がある。

4 外国との取引に係る売上高の割合に関する変更 【規程第11条／契約第4条関係】

同一の国又は地域に属する外国政府や国際機関、外国事業者等との取引に係る売上高が、一事業年度における売上高の50%以上になっているかどうかは毎年確認する必要がある。その上で、実際に50%以上となった場合には速やかに行政機関に報告する必要がある。

5 保護責任者や業務管理者に関する変更 【規程第7条／契約第4条関係】

事業者内で指名される前に報告することが原則である。ただし、特に保護責任者が役員であった場合においては、上記のとおり、株主総会での決議後に報告するということで差し支えない。

6 重要経済安保情報取扱区画や保管容器に関する変更 【規程第 13 条／契約第 4 条関係】

実際に変更する前に報告することが必要である。

7 規程や教育資料に関する変更 【規程第 12 条、第 49 条／契約第 4 条関係】

字句の修正や内部の組織名の変更等の軽微な内容であれば報告の必要はないが、内容を変更するような修正であれば、実際に変更する前に報告することが必要である。

第 2 節 適性があると認められた従業者に関する事情変更

1 事情変更に関する報告 【規程第 21 条／契約第 13 条関係】

適性評価の結果、適性があると認められた者は、自身に以下のような事情の変更があった場合には、行政機関に対して報告することが誓約書によって求められている。

- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと
- (2) 罪を犯して検挙されたこと
- (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと
- (5) 違法な薬物の所持、使用など薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと
- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと
- (7) 飲酒により、けんかなどの対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど、経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと
- (9) 重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと

適合事業者としても、当該者に対して上記のような事情の変更を認めた場合には、行政機関に報告する必要がある。

なお、この報告は、あくまで保護責任者が当該従業者について、当該事情があると認められた場合にのみ行政機関に報告するものであり、重要経済安保情報の取扱いを行う従業者の事情を常時監視して把握するものではない。また、従業者本人は、事業者からもこのような報告がなされることを上記の誓約書によって承諾しているため、報告に当たっては、従業者本人に確認を取る必要はない。

2 重要経済安保情報の取扱業務の停止 【規程第 22 条／契約第 14 条関係】

重要経済安保情報の取扱いの業務を行っている従業員等について、上記に基づく報告の結果、契約行政機関から法第 12 条第 1 項第 3 号に規定する事情があると認められた旨の通知があったときは、直ちに、当該従業員等が重要経済安保情報を取り扱わないようにしなければならない。

また、前項の措置を講じたときは、速やかに、取扱者名簿から当該従業員等についての記載を削除しなければならない。

第5章 その他

1 違約金の請求 【契約第 43 条関係】

契約のひな型においては、違約金を請求できることとしている。ただし、実際に違約金を請求する場合には、契約を締結する段階で具体的な金額等を行政機関と適合事業者の双方であらかじめ合意しておくことが必要である。

2 秘密保持義務の有効期間 【契約第 44 条、第 45 条関係】

適合事業者が本法に基づく秘密保持義務を負う期間は、行政機関から重要経済安保情報文書等を受領し、又は重要経済安保情報を伝達されたときから、当該重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報の指定の有効期間が満了又は解除されたときまでである。仮に、契約が終了又は解除されたとしても、取り扱っていた重要経済安保情報に係る指定の有効期間内であれば、秘密保持義務はなお有効になる。

なお、違約金の請求が可能になっている場合、当該違約金の請求できる期間は、当該重要経済安保情報の指定の有効期間の満了又は解除から3年間とされており、適合事業者はその間、簿冊等の必要な資料を保存しておかなければならない。

また、重要経済安保情報を取り扱っていた従業者については、当該情報の取扱い業務に従事しなくなった後でも、当該情報を漏えいした場合には法第 23 条に基づき罰則の対象となり得ることには留意が必要である。

3 契約の解除 【契約第 46 条、第 47 条関係】

適合事業者が契約の規定に違反したとき又は適合事業者該当するとは認められなくなったときは、催告を要せずに当該契約の一部又は全部を直ちに解除することができることとされている。この場合、提供を受けていた重要経済安保情報文書等は速やかに返却しなければならない。

なお、適合事業者が取り扱っていた重要経済安保情報について行政機関によって指定が解除された、又は指定の有効期間が満了したことにより、適合事業者として現に取り扱っている重要経済安保情報が存在しなくなった場合に、その契約を終了するか又は引き続き継続させるかは、行政機関と適合事業者の双方の協議の上で決定されることとなる。

規程のひな型

- ・事業者の実態に応じて、グレー網掛け部分などは、適宜変更して活用すること。
- ・変更する場合は行政機関と協議すること。

(目的)

第1条 この規程は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第10条に基づき適合事業者の認定を受け、提供される重要経済安保情報の管理に関して必要な事項を定め、もって重要経済安保情報の適正な管理及び活用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、役員及び従業員（以下「従業員等」という。）に適用されるものとする。

(関係法令等)

第3条 この規程に係る法令等は、次のとおりである。

- (1) 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「法」という。）
- (2) 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号。以下「令」という。）
- (3) 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定。以下「運用基準」という。）。

(定義)

第4条 この規程において各用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 重要経済安保情報 法第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。
- (2) 保護責任者 運用基準第5章第1節(2)①に規定する保護責任者をいう。
- (3) 業務管理者 運用基準第5章第1節(2)②に規定する業務管理者をいう。
- (4) 適性評価 法第12条第1項に規定する適性評価をいう。
- (5) 適合事業者 法第10条第1項に規定する適合事業者をいう。
- (6) 重要経済安保情報文書等 重要経済安保情報である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は重要経済安保情報を化体する物件をいう。
- (7) 可搬記憶媒体 パソコン又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。
- (8) 携帯型情報通信・記録機器 携帯電話、スマートフォン、携帯情報端末（PDA）、映像走査機（ハンディスキャナ）、写真機、録音機、ビデオカメラ等の通話、記録等の機能を有する機器をいう。
- (9) 運搬 有体物である重要経済安保情報文書等を移動させることをいう。
- (10) 伝達 有体物である重要経済安保情報文書等の移動を伴わずに重要経済安保情報を伝えることをいう。

(保護責任者)

- 第5条 保護責任者は、●●(組織名)における重要経済安保情報の保護に係る全般的な指導及び監督を行い、●●における重要経済安保情報の取扱いの責任を負うものとする。
- 2 保護責任者は、役員の中から取締役会の指名により決定する。

(業務管理者)

- 第6条 業務管理者は、重要経済安保情報を取扱うことになる場所において、当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理し、その取扱いの責任を負う。
- 2 業務管理者は、保護責任者が各部門長と協議して決定する。

(保護責任者及び業務管理者の変更)

- 第7条 保護責任者及び業務管理者を新たに指定又は変更する場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

(基本的な事項)

- 第8条 ○○(例：保護責任者)は、●●の名称や住所、主な事業内容に変更がある場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

(議決権の5%超を直接に保有する者)

- 第9条 ○○(例：保護責任者)は、議決権の5%超を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法又は国籍の変更があると認めた場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。
- 2 ○○(例：保護責任者)は、議決権の5%超を直接に保有する者の議決権の保有割合に変動(保有割合が5%超10%未満であった者にあつては新たに10%以上、保有割合が10%超15%未満であった者が新たに15%以上になったときに限る。)があると認めた場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

(役員)

- 第10条 ○○(例：保護責任者)は、役員に変更がある場合又は役員の氏名、国籍等、若しくは帰化歴の有無に変更がある場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

(外国との取引に係る売上高の割合)

- 第11条 ○○(例：保護責任者)は、外国との取引に係る売上高の割合に変更がある場合(事業年度内における売上高の総額のうち、同一の国又は地域に属する外国政府や外国事業者等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の50以上となった場合に限る。)には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

(教育)

- 第12条 ○○(例：保護責任者)は、年1回以上、業務管理者及び重要経済安保情報を取扱うことが見込まれる者に対し、重要経済安保情報の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施しなければならない。
- 2 ○○(例：保護責任者)は、新たに重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととなる者に対して、当該者が実際に重要経済安保情報の取扱いの業務を行う前に、前項の教育を実施しなければならない。

- 3 ○○（例：保護責任者）は、第1項の教育の内容等を変更する場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

（施設）

第13条

○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報の取扱いにあたり契約行政機関から認められた場所（以下「重要経済安保情報取扱区画」という。）や保管容器等の設備に変更がある場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

（候補者名簿の作成）

第14条 ○○（例：保護責任者）は、様式1の重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする者（以下「候補者」という。）の名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成し、契約行政機関に提出しなければならない。

- 2 ○○（例：保護責任者）は、候補者名簿を作成するに当たっては、以下の事項に留意しなければならない。
- (1) 重要経済安保情報を取り扱うことが見込まれないような従業員等を候補者とせず、必要最低限の範囲に留めること
 - (2) ●●の雇用関係になく指揮監督も及ばない者等の従業員等ではない者を候補としないこと
- 3 ○○（例：候補者の上司）は、候補者に対して、あらかじめ適性評価の趣旨を説明し、候補者名簿に掲載することにつき当該候補者から同意を取得しなければならない。
- 4 ○○（例：保護責任者）は、○○（前項の説明をする者）に対して、候補者に前項の説明が徹底されるよう周知しなければならない。
- 5 ○○（例：保護責任者）は、候補者上司等に対して、以下のような行為をしないよう周知しなければならない。
- (1) 候補者に適性評価を受けるように強制すること
 - (2) 候補者が質問票（運用基準別添5の質問票をいう。）に記載した内容の開示を求めること
 - (3) 候補者が適性評価の実施に同意しなかった理由や適性評価の結果、適性が認められなかった場合の理由等の開示を求めること
- 6 ○○（例：保護責任者）は、すでに契約行政機関に提出した候補者名簿に変更がある場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

（行政機関からの通知）

第15条 ○○（例：保護責任者）は、契約行政機関から、提出した候補者名簿に記載した者について、以下の通知があった場合には、当該者にその旨を通知するものとする。

- (1) 契約行政機関の重要経済安保情報管理者が適性評価実施責任者に提出する名簿へ不掲載
- (2) 適性評価を実施する者としての承認又は不承認

（適性評価の実施に関する協力）

第16条 ○○（例：保護責任者）は、契約行政機関又は内閣府から、適性評価を実施することとなった従業員等の連絡先の提供その他適性評価及び適性評価調査の実施に当たり依頼があった場合には、これに協力しなければならない。

- 2 ○○（例：保護責任者）は、適性評価を実施することとなった従業員等の上司等に対する調査など、適性評価及び適性評価調査の実施に当たり契約行政機関又は内閣府から調査や照会があった場合には、合理的な範囲内で当該上司等がこれに協力するよう社内へ周知しなければならない。

（適性評価者名簿の作成）

- 第17条 ○○（例：保護責任者）は、契約行政機関から伝達された適性評価の結果を踏まえ、様式2の適性があると認められた者を一覧にした名簿（以下「適性評価者名簿」という。）を作成し、保存するものとする。
- 2 ○○（例：保護責任者）は、退職により重要経済安保情報を取り扱わなくなった者が出了場合には、当該者を適性評価者名簿から削除するものとする。
- 3 ○○（例：保護責任者）は、作成した適性評価者名簿を、●●において重要経済安保情報の取扱いの業務の遂行上真に必要な者以外の者に共有してはならない。

（個人情報の管理）

- 第18条 ○○（例：保護責任者）は、従業員等が候補者名簿の掲載に同意をしなかったこと、適性評価の実施に同意をしなかったこと、結果の通知を受けていないこと、適性評価の結果その他適性評価の実施に関して収集した当該従業員等の個人情報を、厳格に管理しなければならない。
- 2 ○○（例：保護責任者）は、前項の個人情報が記載された文書に関して、用済後速やかに廃棄する等適切な管理に努めなければならない。
- 3 ○（例：保護責任者）は、第1項の個人情報を●●において重要経済安保情報の取扱いの業務の遂行上真に必要な者以外の者に共有してはならない。

（苦情の申出に関する不利益取扱いの禁止）

- 第19条 ○○（例：保護責任者）は、従業員等が苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（個人情報の目的外利用の禁止）

- 第20条 ○○（例：保護責任者）は、従業員等が候補者名簿の掲載に同意をしなかったこと、適性評価の実施に同意をしなかったこと、結果の通知を受けていないこと、適性評価の結果その他適性評価の実施に関して収集した当該従業員等の個人情報を、法令に基づく場合を除き、重要経済安保情報の保護以外の目的に利用又は提供してはならない。

（事後の事情の変化に関する報告）

- 第21条 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行っている従業員等について、次に掲げる事情があると認めた場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。
- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと
 - (2) 罪を犯して検挙されたこと
 - (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと
 - (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと
 - (5) 違法な薬物の所持、使用等薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと

- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと
- (7) 飲酒により、けんか等の対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと
- (9) 上記のほか、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと

(重要経済安保情報の取扱業務の停止)

第 22 条 ○○ (例：保護責任者) は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行っている従業員等について、契約行政機関から、法第 12 条第 1 項第 3 号に規定する事情があると認められた旨の通知があったときは、直ちに、当該従業員等が重要経済安保情報を取り扱わないようにしなければならない。

2 ○○ (例：保護責任者) は、前項の措置を講じたときは、速やかに、取扱者名簿から当該従業員等についての記載を削除しなければならない。

(派遣労働者である場合の措置)

第 23 条 ○○ (例：●●における派遣労働者の上司) は、派遣労働者に対して、あらかじめ適性評価の趣旨を説明し、候補者名簿に掲載することにつき当該派遣労働者から同意を取得しなければならない。

2 ○○ (例：保護責任者) は、派遣労働者について、以下の内容に関して、書面により、当該派遣労働者を雇用する事業主に通知しなければならない。

- (1) 候補者名簿に登載したこと又は不登載となったこと
- (2) 適性評価を実施することについての契約行政機関の長の承認が得られたこと又は得られなかったこと
- (3) 適性評価の実施についての同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったこと
- (4) 同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止されたこと
- (5) 適性評価の実施に同意した後に重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったことにより適性評価の手続が中止されたこと
- (6) 適性評価の結果
- (7) 第 21 条第 1 項各号に規定する事情があると認められたこと
- (8) 当該派遣労働者が申し出た苦情の処理の結果、改めて適性評価を実施する必要があると認められたこと。

3 ○○ (例：保護責任者) は、派遣労働者を雇用する事業主において以下の事項が徹底されるよう、当該派遣労働者を雇用する事業主との契約において担保しなければならない。

- (1) 現に重要経済安保情報を取り扱っている派遣労働者について、第 21 条第 1 項に掲げる事情があると認めたときに、その旨が報告されること
- (2) 当該派遣労働者に関する前項各号の通知に係る文書が第 18 条第 2 項の規定に準じて適切に管理されるよう必要な措置を講じること
- (3) 当該派遣労働者が苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁じること

- (4) 当該派遣労働者が候補者名簿の掲載に同意をしなかったこと、適性評価の実施に同意をしなかったこと、適性評価の結果が通知されていないこと、適性評価の結果その他適性評価の実施に関して収集した個人情報、重要経済安保情報の保護以外の目的に利用又は提供することを禁ずること
- (5) 当該派遣労働者が重要経済安保情報文書等を紛失し、漏えいした場合には、派遣元事業主の就業規則等により懲戒の対象となることが規定されていること

(取扱者の制限)

第24条 ○○(例：保護責任者)は、重要経済安保情報を取り扱わせるに当たっては、契約で合意された重要経済安保情報の取扱いの業務を行う従業者の範囲の中から、業務に必要な範囲において必要最小限度の者を選定しなければならない。

(取扱者名簿の提出)

第25条 ○○(例：保護責任者)は、契約行政機関から提供された重要経済安保情報ごとに、様式3の当該重要経済安保情報を実際に取り扱うことになる者を一覧にした名簿(以下「取扱者名簿」という。)を作成し、契約行政機関に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 ○○(例：保護責任者)は、取扱者名簿に掲載されていない者に、新たに当該取扱者名簿に係る重要経済安保情報を取り扱わせようとする場合には、あらかじめ、契約行政機関の承認を受けなければならない。
- 3 ○○(例：保護責任者)は、退職や人事異動等によって重要経済安保情報の取扱いの業務を行う必要性がなくなった者が出た場合には、速やかに取扱者名簿から削除し、契約行政機関に報告しなければならない。
- 4 ○○(例：保護責任者)は、作成した取扱者名簿を、●●において重要経済安保情報の取扱いの業務の遂行上真に必要な者以外の者に共有してはならない。

(保護措置)

第26条 重要経済安保情報を現に取り扱っている者は、当該重要経済安保情報の取扱者名簿に掲載されていない者に当該重要経済安保情報を提供してはならない。

2 適性があると認められていない者は、重要経済安保情報を現に取り扱っている者に対し、当該重要経済安保情報の提供を求めてはならない。

(アクセス制限)

第27条 ○○(例：保護責任者)は、重要経済安保情報取扱区画について、適性があると認められた者以外の者が重要経済安保情報にアクセスすることができないようにするため、監視・警報装置の設置等適切な物理的措置を講じなければならない。

2 ○○(例：保護責任者)は、前項に規定する物理的措置を変更する場合には、速やかに契約行政機関に報告しなければならない。

(立入制限)

第28条 ○○(例：保護責任者)は、重要経済安保情報取扱区画について、その出入口に、立入が禁じられている旨の掲示を行わなければならない。

2 ○○(例：保護責任者)は、重要経済安保情報取扱区画に、適性があると認められた者以外の者を立ち入らせてはならない。ただし、○○(例：保護責任者)が特に立入りを必要と認め、契約行政機関も許可した者については、この限りではない。

- 3 前項において、〇〇（例：保護責任者）が特に立入りを必要と認める者とは、次に限るものとする。
 - (1) 重要経済安保情報取扱区画に設置されている電子計算機等の器材の維持、管理を行う者
 - (2) 契約行政機関の職員であって検査等を行う者
 - (3) 緊急事態の発生時又は発生のおそれがある場合に重要経済安保情報取扱区画の保護措置を行う者
 - (4) その他〇〇（例：保護責任者）が当該立入りを真にやむを得ないと認める者
- 4 〇〇（例：保護責任者）は、前項に規定する者を重要経済安保情報取扱区画に立ち入らせる場合には、当該立入りとは関係のない重要経済安保情報文書等を事前に移動又は被覆する等の措置をあらかじめ講じなければならない。
- 5 〇〇（例：保護責任者）は、重要経済安保情報取扱区画に立ち入らせる場合には、様式4の立入記録簿に記入させなければならない。

（機器持込禁止）

- 第29条 〇〇（例：保護責任者）は、重要経済安保情報取扱区画について、その出入口に、携帯型情報通信・記録機器の持込が禁じられている旨の掲示を行わなければならない。
- 2 〇〇（例：保護責任者）は、重要経済安保情報取扱区画に携帯型情報通信・記録機器を持ち込ませてはならない。

（電子計算機の使用の制限）

- 第30条 重要経済安保情報を記録する電磁的記録は、スタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、適性があると認められた者のみがアクセスできる措置が講じられたものとして、契約行政機関が認めたもののみで取り扱うものとする。
- 2 〇〇（例：保護責任者）は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の可搬記憶媒体への書き出しログ及び印刷ログを保存しなければならない。
 - 3 重要経済安保情報を取り扱う者は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を可搬記憶媒体に記録する場合には、暗号化措置等の保護措置を講じなければならない。

（接受）

- 第31条 〇〇（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を接受する場合には、保護責任者又は保護責任者が指名する者以外の者に接受させてはならない。
- 2 〇〇（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を接受した場合には、様式5の重要経済安保情報文書等保管簿に記録するとともに、当該重要経済安保情報文書等を次条に定める方法により保管しなければならない。
 - 3 〇〇（例：保護責任者）は、契約行政機関から重要経済安保情報の指定の有効期間が満了する年月日等の通知があった場合には、当該重要経済安保情報を取り扱う者に対し、当該通知の内容を様式6の周知書により周知するものとする。

（保管）

- 第32条 重要経済安保情報文書等は、重要経済安保情報取扱区画において、契約行政機関から承認を受けた保管容器に保管しなければならない。

- 2 ○○（例：業務管理者）は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を取り扱う電子計算機について、盗難、紛失等を防止するため、当該電子計算機の端末をワイヤで固定する等の必要な物理的措置を講じなければならない。
- 3 ○○（例：保護責任者）は、同一の重要経済安保情報取扱区画において保管容器を変更する場合（あらかじめ契約行政機関から認定を受けた保管容器に保管する場合に限る。）には、重要経済安保情報文書等保管簿を修正しなければならない。
- 4 第1項の規定は、重要経済安保情報を記録する可搬記憶媒体に準用する。

（運搬）

- 第33条 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を運搬する場合には、施錠のできる運搬容器（外部から内側を視認することができないものに限る。）を用い、2名以上の者が携行又は輸送機関に同乗監視するものとする。
- 2 前項の方法による運搬ができない場合又は不適當な場合は、あらかじめ契約行政機関の許可を得て、他の方法により運搬することができるものとする。
 - 3 重要経済安保情報文書等の運搬に当たっては、その授受を明確にするため、様式7の送付書・受領書を用い、受領書に運搬先の受領者印を徴するものとする。
 - 4 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を運搬した場合には、受領書の写しを添え、様式8の報告書により契約行政機関に報告しなければならない。
 - 5 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を運搬した場合には、重要経済安保情報文書等保管簿を修正するとともに、受領書の保存等を確実に実施するものとする。

（閲覧）

- 第34条 重要経済安保情報文書等の閲覧は、重要経済安保情報取扱区画内において、当該重要経済安保情報の取扱者名簿に掲載されている者に対してのみ実施することとする。
- 2 ○○（例：保護責任者）は、閲覧を実施する場合には、当該閲覧の内容を筆記することを禁止するなど保護に必要な措置を講じるものとする。
 - 3 ○○（例：保護責任者）は、閲覧を実施した場合には、様式9の重要経済安保情報文書等閲覧簿に所定の事項を記録するものとする。

（伝達）

- 第35条 重要経済安保情報の伝達は、電子メール、電話、FAX、ストレージサービス等のインターネットを介したもので実施してはならない。
- 2 重要経済安保情報の伝達は、重要経済安保情報取扱区画内において、当該重要経済安保情報の取扱者名簿に掲載されている者に対してのみ実施することとし、その始めと終わりに伝達する情報が重要経済安保情報であることを明らかにすることとする。
 - 3 ○○（例：保護責任者）は、伝達を実施する際には、当該伝達の内容を筆記又は録音することを禁止するなど保護に必要な措置を講じるものとする。

（作成）

- 第36条 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を作成（複製を含む。以下同じ。）する場合には、あらかじめ様式10の申請書により契約行政機関に申請し、その許可を得なければならない。
- 2 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等の作成の申請に当たっては、その範囲及び数量を必要最小限度に留めるものとする。

- 3 重要経済安保情報文書等を作成する場合には、あらかじめ実施方法等を契約行政機関と協議し、契約行政機関の立ち会いを得るものとする。
- 4 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を作成した場合には、様式 11 の重要経済安保情報文書等作成記録簿に記録しなければならない。
- 5 重要経済安保情報文書等の作成の過程で作成した文書等であって、当該重要経済安保情報の内容を察知するに足るものは、用済後、第 46 条に規定する方法により速やかに廃棄しなければならない。

（表示）

- 第 37 条 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を作成したときは、「重要経済安保情報」の表示をしなければならない。ただし、当該文書等の物件としての性質上、表示することが困難である場合には、契約行政機関と協議の上、様式 12 の指定書により当該重要経済安保情報文書等を管理するとともに、当該重要経済安保情報を取り扱う者に対し、指定に係る様式 13 の通知書により当該文書等が重要経済安保情報文書等である旨を通知するものとする。
- 2 前項の表示は、契約行政機関から特段の指示がない場合には、次に示す方法により行うものとする。
 - (1) 文書及び図画を含む文書等については、各頁の右上部及び左下部に赤色で表示する。
 - (2) 前号によることが困難又は不適當である場合には、適宜の見やすい場所に赤色で表示する。
 - 3 当該重要経済安保情報が、各国の秘密情報に該当する場合は、「重要経済安保情報」の表示に加えて、各国政府の表示を赤色で行うものとする。
 - 4 ○○（例：保護責任者）は、作成した重要経済安保情報文書等への登録番号等の表示は、契約行政機関の指示に基づき、次に示す方法で行うものとする。
 - (1) 文書及び図画については、表紙の左上部に表示する。ただし、左上部に表示できない場合は、適当な個所に表示する。
 - (2) 物件については、適宜な見やすい場所に表示する。

（指定の有効期間満了に伴う措置）

- 第 38 条 ○○（例：保護責任者）は、契約行政機関から重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した旨の通知があった場合には、当該重要経済安保情報を取り扱う者（契約の終了若しくは解除又は人事異動等により当該重要経済安保情報を取り扱う者でなくなった者を含む。第 39 条及び第 40 条において同じ。）に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を様式 14 の周知書により周知するものとする。ただし、当該文書等の物件としての性質上、表示することが困難である等の理由により、重要経済安保情報の指定に係る通知書により当該文書等が重要経済安保情報文書等である旨を通知した者に対しては、様式 15 の通知書により通知するものとする。
- 2 ○○（例：保護責任者）は、契約行政機関から重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した旨の通知があった場合には、次の処置を行うものとする。
 - (1) 重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した文書等の「重要経済安保情報」等の表示を赤色（これにより難しい場合は他の色。）の二重線等で抹消した上で、「重要経済安保情報指定有効期間満了」の表示を赤色（やむを得ない場合は他の色。）で行う。
 - (2) 重要経済安保情報文書等保管簿に重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した旨を追記する。

(指定の有効期間延長に伴う措置)

- 第 39 条 ○○ (例：保護責任者) は、契約行政機関から重要経済安保情報の指定の有効期間を延長した旨の通知があった場合には、当該重要経済安保情報を取り扱う者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨を様式 16 の周知書により周知するものとする。ただし、当該文書等の物件としての性質上、表示することが困難である等の理由により、重要経済安保情報の指定に係る通知書により当該文書等が重要経済安保情報文書等である旨を通知した者に対しては、様式 17 の通知書により通知するものとする。
- 2 ○○ (例：保護責任者) は、契約行政機関から重要経済安保情報の指定の有効期間を延長した旨の通知があった場合には、重要経済安保情報文書等保管簿に記録された当該文書等に係る情報に当該延長後の指定の有効期間が満了する年月日を追記するものとする。

(指定の解除に伴う措置)

- 第 40 条 ○○ (例：保護責任者) は、契約行政機関から重要経済安保情報の指定を解除した旨の通知があった場合は、当該重要経済安保情報を取り扱う者に対し、当該指定が解除された旨を様式 18 の周知書により周知するものとする。ただし、当該文書等の物件としての性質上、表示することが困難である等の理由により、重要経済安保情報の指定に係る通知書により当該文書等が重要経済安保情報文書等である旨を通知した者に対しては、様式 19 の通知書により通知するものとする。
- 2 ○○ (例：保護責任者) は、契約行政機関から重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した旨の通知があった場合は、次の処置を行うものとする。
- (1) 重要経済安保情報の指定が解除された文書等の「重要経済安保情報」等の表示を赤色（これにより難い場合は他の色。）の二重線等で抹消した上で、「重要経済安保情報指定有効期間満了」の表示を赤色（やむを得ない場合は他の色。）で行う。
- (2) 重要経済安保情報文書等保管簿に重要経済安保情報の指定が解除された旨を追記する。

(関係簿冊)

- 第 41 条 ○○ (例：保護責任者) は、重要経済安保情報の取扱いの業務を適切に管理するため、この規程に定める関係簿冊を備え付けなければならない。
- 2 関係簿冊は、契約終了後 3 年を経過するまでの間保管するものとし、廃棄する場合には、契約行政機関からの確認を受けるものとする。

(保護措置の報告)

- 第 42 条 ○○ (例：業務管理者) は、毎年 1 回以上、定期的に重要経済安保情報取扱区画における重要経済安保情報文書等の保管状況を検査し、当該検査結果を様式 20 の検査記録表に記録し、保護責任者に提出しなければならない。
- 2 ○○ (例：保護責任者) は、社内の全ての重要経済安保情報取扱区画について、前項の検査結果をとりまとめ、様式 21 の報告書により契約行政機関に報告しなければならない。

(官による保全検査の受検)

- 第 43 条 ○○ (例：保護責任者) は、契約行政機関から●●における重要経済安保情報の取扱業務の管理状況について検査を受ける場合は、その実施のために協力するものとする。

- 2 ○○（例：保護責任者）は、契約行政機関から●●における重要経済安保情報の取扱業務の管理状況について指導があった場合は、当該指導に基づき、必要な措置を講じるものとする。

（罰則）

- 第 44 条 ○○（例：保護責任者）は、従業員等がこの規程に違反して、重要経済安保情報文書等を紛失し、漏えいした場合には、就業規則に基づき懲戒の対象となることを●●において周知しなければならない。

（返却）

- 第 45 条 ○○（例：保護責任者）は、契約終了後は直ちに、重要経済安保情報文書等を返却するとともに、関連して自ら作成した重要経済安保情報文書等を全て廃棄又は契約行政機関に提供するものとする。
- 2 ○○（例：保護責任者）は、契約の履行中であっても、契約行政機関から指示があった場合には、当該指示に基づき、契約行政機関から交付を受けた重要経済安保情報文書等及び自ら作成した重要経済安保情報文書等を提供するものとする。
 - 3 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を返却した場合には、重要経済安保情報文書等保管簿に当該文書等が返却された旨を追記する。

（廃棄）

- 第 46 条 ○○（例：保護責任者）は、契約行政機関から指示があった場合に限り、重要経済安保情報文書等を廃棄できる。
- 2 前項の廃棄に当たっては、○○（例：保護責任者）が立ち会い、当該重要経済安保情報を取り扱うことができる者が、焼却、粉碎、細断、溶解、消磁及び破壊等の手段により、重要経済安保情報文書等の内容が識別できないように確実に行うものとする。
 - 3 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報文書等を廃棄した場合には、重要経済安保情報文書等保管簿に当該文書等が廃棄された旨を追記するとともに、様式 22 の廃棄報告書により契約行政機関に報告しなければならない。

（非常の場合の措置）

- 第 47 条 ○○（例：保護責任者）は、重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認める場合は、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、当該重要経済安保情報文書等を廃棄することができる。
- 2 ○○（例：保護責任者）は、緊急の事態に際して重要経済安保情報文書等を廃棄する場合は、あらかじめ、緊急の事態に際しての廃棄について様式 23 により契約行政機関に申請し、承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかに、廃棄報告書により契約行政機関に報告しなければならない。
 - 3 ○○（例：保護責任者）は、前項の方法により重要経済安保情報文書等を廃棄した場合には、重要経済安保情報文書等保管簿に当該文書等が廃棄された旨を追記しなければならない。
 - 4 ○○（例：保護責任者）は、緊急時における契約行政機関への連絡経路を整備し、関係社員に周知することにより、常に契約行政機関への緊急連絡体制を維持するものとする。

(事故等発生時の措置)

第 48 条 重要経済安保情報を取扱う者は、重要経済安保情報文書等を紛失した場合、重要経済安保情報が漏えい若しくは破壊された場合又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合は、直ちに適切な処置を講じるとともに、保護責任者又は業務管理者に報告しなければならない。

2 ○○(例：保護責任者)は、前項の報告を受けたときは、直ちにその事実の調査を行い、かつ、重要経済安保情報の保護に必要な措置を講じて事故の拡大防止に努めるとともに、直ちに把握し得る全ての内容を、その後速やかにその詳細を契約行政機関に報告しなければならない。

3 ○○(例：保護責任者)は、契約行政機関への報告後、遅滞なく、次に掲げる事項について調査を行い、調査結果に所見及び対策を添えた調査報告書を契約行政機関に提出するものとする。

(1) 事故等が発生した日時及び場所並びに当事者の氏名及び職務

(2) 事故等発生に係る重要経済安保情報文書等の名称、登録番号、一連番号、数量及び内容

(3) 事故等発生の原因及び経過

(4) 事故等発生の及ぼす影響

(5) 事故等発生に対して講じた措置

(6) その他参考となるべき事項

4 ○○(例：保護責任者)は、事故等が発生した場合の契約行政機関への連絡経路を整備し、関係社員に周知することにより、常に契約行政機関への緊急連絡体制を維持するものとする。

(雑則)

第 49 条 ○○(例：保護責任者)は、この規程を改正する場合は、取締役会での承認を得た上で、速やかに契約行政機関に申請し、その承認を得なければならない。

2 ○○(例：保護責任者)は、この規程の細部要領を示した細則を定めることができる。

3 この規程の実施に当たり、他の規則と競合する場合は、原則としてこの規程が優先するものとする。

候補者名簿

氏名	ふりがな	生年月日	部署・役職（※1）	業務内容	法第12条第1項各号の 該当性（※2）	法第12条第7項の 該当の有無

（※1） 適合事業者と雇用関係にある労働者でも適合事業者に労働者派遣された派遣労働者でもない場合については、当該者の本来の所属とともに、適合事業者との具体的な関係（求職者で採用予定、顧問弁護士として契約中等）を記載

（※2） 法第12条第1項第1号イ又はロに該当する者であっても記載することが必要

適性評価者名簿

職員 番号	氏名	ふりがな	部署・役職	業務内容	適性評価 結果通知省庁	適性評価 結果通知日	備考

(※) 異動した場合には名簿から削除せず最新の部署等を記載すること。一方、退職した場合には名簿から削除すること。

取扱者名簿

交付元行政機関：

取扱情報（整理番号）：

番号	氏名	ふりがな	部署・役職	適性評価 結果通知日	取扱開始日

立入記録簿

重要経済安保情報取扱区画の名称： _____

年月日	立入時刻	退出時刻	所属	氏名	目的 (※)	本人確認	業務管理者確認

(※) 業務上の立入であればその旨を、検査等の例外的な立入であればその旨を記載すること。

重要経済安保情報文書等保管簿

交付元	整理番号	登録番号	件名	媒体	有効期間が満了する日	備考

接受		保管する場所	
接受年月日	接受者名	取扱区画	保管容器

運搬			
運搬年月日	運搬者名	新しい取扱区画の場所	新しい保管容器の場所

返却		廃棄		
返却年月日	返却者名	廃棄年月日	廃棄者名	立会者名

重要経済安保情報の指定に係る周知書

標記について、(契約行政機関) から通知があったので、下記のとおり周知する。

記

1 指定の整理番号

2 登録番号

3 件名

4 指定の有効期間等

(1) 指定の有効期間

(2) 指定の有効期間が満了する年月日

5 重要経済安保情報の概要

6 その他

運搬受領書

指定の整理番号	
登録番号	
件名	
運搬する者	(所属) (氏名)

上記を受領しました。

受領した年月日	
受領した取扱区画	
受領した保管容器	
受領した者	(所属) (氏名)

(契約行政機関) 殿

(組織)
(保護責任者)

重要経済安保情報文書等の運搬について (報告)

標記について、下記のとおり報告します。

記

1 重要経済安保情報文書等の件名等

(1) 件名

(2) 整理番号及び登録番号

2 運搬先、運搬場所

3 運搬を完了した年月日

重要経済安保情報文書等閲覧簿

整理 番号	登録 番号	件名	閲覧した 年月日	閲覧者の 所属	閲覧者の 氏名	備考

(契約行政機関) 殿

(組織)
(保護責任者)

重要経済安保情報文書等の作成について (申請)

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 重要経済安保情報文書等の件名等
 - (1) 件名
 - (2) 整理番号及び登録番号
- 2 作成の理由
- 3 作成年月日
- 4 作成者
- 5 作成場所

重要経済安保情報文書等作成記録簿

実施日	指定 番号	登録 番号	件名	媒体	有効期間が 満了する日	取扱区画	保管容器

重要経済安保情報文書等の作成・複製に係る周知書

(組織)
(保護責任者)

標記について、作成（複製）したので、下記のとおり周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 登録番号
- 3 件名
- 4 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 指定の有効期間が満了する年月日
- 5 重要経済安保情報の概要
- 6 その他

重要経済安保情報文書等の作成・複製に係る通知書

(組織)
(保護責任者)

標記について、作成（複製）したので、下記のとおり通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 登録番号
- 3 件名
- 4 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 指定の有効期間が満了する年月日
- 5 重要経済安保情報の概要
- 6 その他

重要経済安保情報の指定の有効期間の満了に係る周知書

(組織)
(保護責任者)

標記について、(契約行政機関) から通知があったので、下記のとおり周知する。

記

- 1 指定の整理番号及び登録番号
- 2 有効期間が満了した年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 その他

重要経済安保情報の指定の有効期間の満了に係る通知書

(組織)
(保護責任者)

標記について、(契約行政機関) から通知があったので、下記のとおり通知する。

記

- 1 指定の整理番号及び登録番号
- 2 有効期間が満了した年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 その他

重要経済安保情報の指定の有効期間の延長に係る周知書

(組織)
(保護責任者)

標記について、(契約行政機関) から通知があったので、下記のとおり周知する。

記

- 1 指定の整理番号及び登録番号

- 2 指定の有効期間を延長した年月日

- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要

- 4 延長後の指定の有効期間等
 - (1) 延長後の指定の有効期間

 - (2) 延長後の指定の有効期間が満了する年月日

- 5 その他

重要経済安保情報の指定の有効期間の延長に係る通知書

(組織)
(保護責任者)

標記について、(契約行政機関) から通知があったので、下記のとおり通知する。

記

- 1 指定の整理番号及び登録番号

- 2 指定の有効期間を延長した年月日

- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要

- 4 延長後の指定の有効期間等
 - (1) 延長後の指定の有効期間

 - (2) 延長後の指定の有効期間が満了する年月日

- 5 その他

重要経済安保情報の指定の解除に係る周知書

(組織)
(保護責任者)

標記について、(契約行政機関) から通知があったので、下記のとおり周知する。

記

- 1 指定の整理番号及び登録番号
- 2 指定を解除した年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 その他

重要経済安保情報の指定の解除に係る通知書

(組織)
(保護責任者)

標記について、(契約行政機関) から通知があったので、下記のとおり通知する。

記

- 1 指定の整理番号及び登録番号
- 2 指定を解除した年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 その他

検査記録表

(実施年月日)
(重要経済安保情報取扱区画名)
(業務管理者名)

番号	項目	所見
1	重要経済安保情報取扱区画の状況	
2	重要経済安保情報取扱区画内の保管容器の状況	
3	重要経済安保情報取扱区画内の電子計算機の状況	
4	関係簿冊の整備・記録・保管の状況	
5	重要経済安保情報文書等の保管の状況	
6	重要経済安保情報取扱区画への立入制限措置に関する状況	
7	重要経済安保情報取扱区画への電子機器持込制限措置に関する状況	

(契約行政機関) 殿

(組織)
(保護責任者)

重要経済安保情報の保護のために実施した措置について (報告)

標記について、下記のとおり報告します。

記

- 1 適性評価者名簿、取扱者名簿の状況
(最新の名簿を添付)
- 2 重要経済安保情報文書等の管理の状況
(様式 20 を添付)

(契約行政機関) 殿

(組織)
(保護責任者)

重要経済安保情報文書等の廃棄について (報告)

標記について、下記のとおり報告します。

記

1 重要経済安保情報文書等の件名等

(1) 件名

(2) 整理番号及び登録番号

2 廃棄理由

3 廃棄の実施場所

4 廃棄実施者及び立会者

5 廃棄の方法

(契約行政機関) 殿

(組織)
(保護責任者)

緊急の事態に際しての重要経済安保情報文書等の廃棄について (申請)

標記について、下記のとおり申請します。

記

1 重要経済安保情報文書等の件名等

(1) 件名

(2) 整理番号及び登録番号

2 廃棄理由

3 廃棄の実施場所

4 廃棄実施者及び立会者

5 廃棄の方法

(適合事業者において重要経済安保情報の取扱いが見込まれる従業員向け)

教育資料ひな型

1

セキュリティ・クリアランス制度及び 重要経済安保情報保護活用法 概要

- 情報保全と「セキュリティ・クリアランス」
- 重要経済安保情報保護活用法の概要
- 経済安全保障分野の「セキュリティ・クリアランス」制度の必要性

- いわゆる「セキュリティ・クリアランス」とは、国における情報保全措置の一環として、
 - ① **政府が保有する安全保障上重要な情報を指定し、**
 - ② 指定された情報に対して、**アクセスする必要がある者のうち、情報を漏らすおそれがないという信頼性を確認した者**の中で取り扱う（漏えいや不正取得に対する罰則を定めるのが通例）、とする制度。
 - 我が国では、「セキュリティ・クリアランス」制度を規定している法律として、**特定秘密保護法**（平成26年12月10日施行）と**重要経済安保情報保護活用法（令和7年5月16日施行）**がある。
- 【参考】同盟国・同志国等においても、情報保全のための「セキュリティ・クリアランス」の実施はスタンダード。

①情報指定

政府が保有する安全保障上重要な情報を指定



②情報の厳格な管理・提供ルール

- 情報を漏らすおそれがないという信頼性の確認（セキュリティ・クリアランス）を得た者の中で取り扱う
- 信頼性の確認にあたっては、政府が調査



個人（行政機関の職員、民間事業者の従業員）に対するセキュリティ・クリアランス



民間事業者に対するセキュリティ・クリアランス（施設・組織の信頼性）

③罰則

漏えいや不正取得に対する罰則



重要経済安保情報保護活用法の概要（令和6年法律第27号）

1. 重要経済安保情報の指定

- ① **重要経済基盤保護情報**（重要なインフラや物資のサプライチェーンに関する一定の情報）であって、
- ② 公になっていない、
- ③ その漏えいが我が国の安全保障に**支障**を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要なものを**重要経済安保情報**として指定

2. 重要経済安保情報の管理ルール

- 重要経済安保情報は、**10年以内**に「**情報を漏らすおそれがない**」という**適性評価**を受けた者でなければ、取り扱えない。なお、特定秘密保護法の適性評価を受けた者は、特定秘密の取扱いの業務を行える期間（5年）に限り、本法の適性評価なしに、同じ行政機関において重要経済安保情報を取扱うことができる（ただし、本法の適性評価を以て特定秘密を取扱うことはできない。）。
- 適性評価は、**本人の同意を前提として、内閣総理大臣による一元的調査**の結果に基づいて、各行政機関の長が実施。（調査事項は、特秘法と基本的に同様であるが、特定有害活動・テロリズムに関する事項は経済安保分野に限定）

3. 罰則等

- 漏えいや不正取得は、**5年以下**の拘禁刑**若しくは500万円以下**の罰金又はこれを併科。
- 未遂、過失犯（漏えいのみ）、共謀、国外犯等も処罰。
- 法人の業務に関して漏えい又は不正取得（未遂を含む）をした場合は、**法人にも罰金刑**。

- 安全保障の概念が、防衛や外交という伝統的な領域から、経済・技術の分野にも拡大。国家安全保障のための情報に関する能力の強化は、一層重要に。**経済安全保障分野においても、厳しい安全保障環境を踏まえた情報漏洩のリスクに万全を期すべく、セキュリティ・クリアランス制度の整備を通じて、我が国の情報保全の更なる強化を図る必要。**
- こうした情報保全の強化は、安全保障の経済・技術分野への広がりを踏まえれば、同盟国・同志国との間でさらに必要となるこれらの分野も含んだ国際的な枠組みを整備していくこととあいまって、**すでに情報保全制度が経済・技術の分野にも定着し活用されている国々との間で協力を一層進めることを可能にする。**
- **経済活動の担い手が民間事業者**であることに留意しつつ、**官民の情報共有を可能にする仕組みが必要。**

情報保全の考え方 情報取扱者の心構え

- 情報保全の心構え
- 情報保全の必要性
- 情報保全の際の留意事項、ペナルティー
- 漏えいの働き掛けについて注意すること
- （参考）過去の漏えい事案

- 当社は、**適合事業者**に認定されました。適合事業者は、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図ることを目的として、契約に基づき、行政機関から重要経済安保情報の提供を受けます。
- 適合事業者の従業者は、**事業活動に重要経済安保情報**を活用することを通じて、**安全保障という公益に貢献**することが期待されます。
- 貴方は、「**重要経済安保情報（又は特定秘密）を漏らすおそれがない**」と認められ、適合事業者の従業者として、**重要経済安保情報の取扱いの業務を任される方**です。
- 重要経済安保情報を取り扱うことは、**日本の経済安全保障の強化の一端を担うこと**であることを常に意識し、情報保全に努め、業務の内外において必要な取組を怠らないようにしましょう。

7

情報保全の必要性



なぜ情報保全が必要なのか？

情報保全を怠った結果、**重要経済安保情報が漏れ**いとすると・・・



外国との信頼関係が損なわれ、情報収集や交渉が困難となったり



我が国の施策や手の内を把握され、対抗措置を講じられたり、重要物資の供給網を阻害されたり



保護措置や能力が露見し、通信妨害や攻撃が容易となったり

我が国の社会・経済秩序が不安定化したり、国民の生活が脅かされたりするなど、**日本の安全保障に悪影響**を及ぼすことが考えられます。

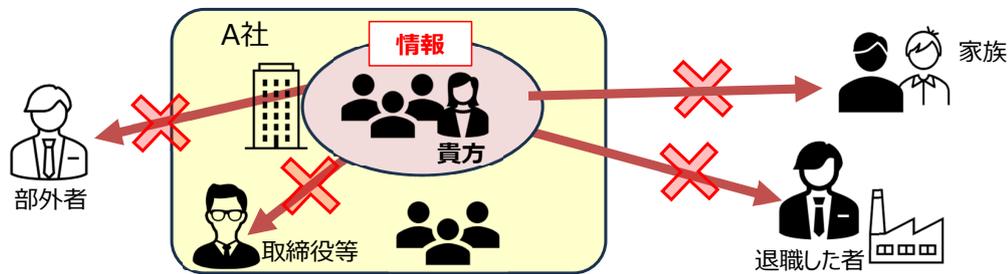
官民一体となった**重要経済安保情報の保全**が必要です。



1 漏えいの禁止

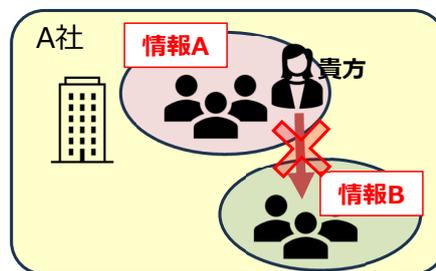
- 重要経済安保情報に指定される情報は、**漏えいすれば、我が国の安全保障に支障を及ぼす情報**です。
- 重要経済安保情報は、
 - ①適性評価において、これを**漏えいするおそれがないと認められた者が**、
 - ②**業務上必要な場合に限ってこれを取扱うことができます**
- 重要経済安保情報は、保護責任者が**予め指示した者（取扱者として指定された者）のみ**が取扱うことを許容されています。指示された者以外の者に対してこれを漏らしてはなりません。（重要経済安保情報の**取扱いを行わなくなった後や退職後も同様**）

このことに例外はなく、退職した上司等や家族に対してはもちろんのこと、社内で**適性評価を付与されていても**、当該重要経済安保情報の**取扱者として指示されていない者にその内容を漏えいしてはなりません**。相手が指示された者かどうか確信が持てない場合にも同様です。必要に応じて上司等に確認してください。



2 重要経済安保情報を聞き出すことの禁止

- 重要経済安保情報は、保護責任者が**予め指示した者のみ**が取扱うことを許容されています。
- 貴方は、与えられた**業務に必要な範囲を超えて**、重要経済安保情報について**知ろうとしたり**、適性評価を付与された他の重要経済安保情報の取扱者に対し**質問したり**、**話題にしたり**することは**行ってはなりません**。（重要経済安保情報の**取扱いを行わなくなった後や退職後も同様**）



3 漏えいの働き掛けを受け得ることへの対処

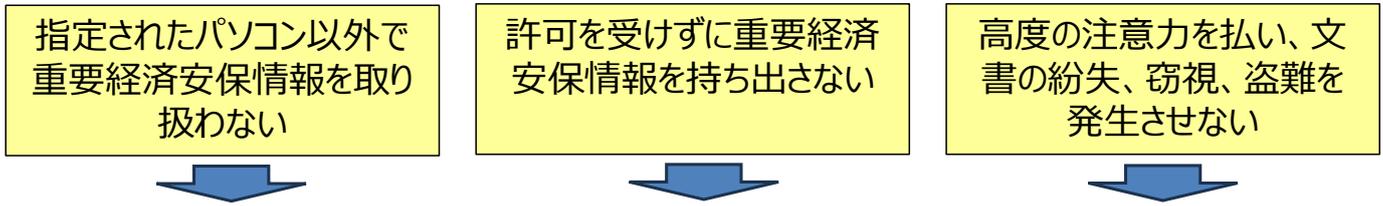
- **情報取扱者ではない人物**（部外者、外国政府関係者等を含む）**から重要経済安保情報の共有を求められた場合は**、保護責任者又は業務管理者**へ報告**してください。



4 その他の遵守すべき事項

○ 情報を漏えいしてはならないことは当然ですが、情報の保全のためには、他にも遵守すべき事項があります。

例えば・・・



※具体的な態様によっては、漏えいやその未遂ないし過失として取り扱われることもあります。

重要経済安保情報の保全

(情報保全のために実施すべき事項の詳細は22ページ以降参照。)

情報保全がなされなかった場合のペナルティ

○ 情報保全義務違反は、その**内容に応じて様々なペナルティ**が科せられます。

■ 漏えいした本人に対するペナルティ（刑事罰（下記）、就業規則に基づく懲戒処分）

		内容	罰則	その他
漏えい	①	重要経済安保情報取扱い業務に従事する者が知り得た重要経済安保情報を漏えい	5年以下の拘禁刑 /500万円以下の罰金	未遂や過失も罰する。
	②	公益上の必要で提供された重要経済安保情報を知り得た者が漏えい	3年以下の拘禁刑 /300万円以下の罰金	同
不正取得	③	外国の利益若しくは自己の不正利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的等で重要経済安保情報を不正に取得したとき	5年以下の拘禁刑 /500万円以下の罰金	未遂も罰する。
	④	①又は③の行為の遂行を共謀、教唆、又は煽動した者	3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金	
	⑤	②の行為の遂行を共謀、教唆、又は煽動した者	2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金	
	⑥	①から⑤に関し、国外犯も罰する		
両罰規定	⑦	法人又は人の業務に関して①の行為（過失犯を除く）又は③の行為をしたとき	(行為者を罰するほか)その法人又は人に対し、罰金	

- 「疑いのある者」として再度の適性評価の対象となることがあり、その場合、重要経済安保情報の取扱いができなくなる可能性
- 周囲の者（上司・同僚）も処分を受ける可能性（監督責任）
- 企業の信用失墜

漏えいの働き掛けについて注意すること①

重要経済安保情報を取り扱う者は、**自身が重要経済安保情報の漏えいの働き掛けを受ける対象となり得る**ことを十分に認識し、**規範意識を常に高く保たなければなりません**。

想定される働き掛けの端緒の一例を確認し、働き掛けを受ける可能性を高める行動に留意しておく必要があります。

○ 想定される働き掛けの端緒の一例

- SNSに覚えのない企業からメッセージが送られてくること
- 道端や居酒屋で見知らぬ人から声を掛けられること
- 付き合いのある企業の人から、理由なく過剰にご馳走されたり、金品を送られたりすること



少しでも不審な点を確認したら、**上司やその他の適当な者に報告しましょう**

13

漏えいの働き掛けについて注意すること②

○ 働き掛けを受ける可能性を高める行動

- SNSなど不特定の人が閲覧できるような環境において、自らが適性評価の結果、適性があると認められた者であることや重要経済安保情報の取扱業務が推測されるような内容を掲載すること
- 自身だけでなく同僚が適性評価を受けたことや重要経済安保情報の取扱業務が推測されるような内容について、**不特定多数の人に対して話**をすること（居酒屋、食堂、トイレ、電話等）



○ その他私生活において注意したい行動

- 重要経済安保情報が記載されていない場合でも、業務に関する文書やデータを持ち帰らない
- 働き掛けがあった際に弱みとなり得る行動は控える（過度なギャンブル、反社会的・反倫理的な交際等）

※①外国との関係の変化、②犯罪、③懲戒処分、④情報取扱違反、⑤違法薬物、⑥精神疾患、⑦飲酒トラブル、⑧経済的状況、及び⑨重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義に該当する事情があると認められた場合は、速やかに重要経済安保情報管理者に申し出てください。

14

漏えいの働き掛けについて注意すること③（SNS等の利用）

○ SNS等が不当な働き掛けの契機となる場合

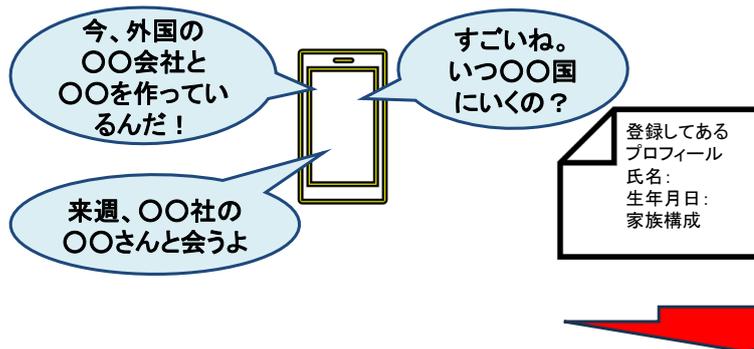
SNSの利用に際しては、一般に、以下のような行動にも注意が必要。

■ 業務中に撮影されたと推察される写真の掲載



背景等に意図していない機微な情報等が映り込み、情報が漏えいしたり、複数情報を組み合わせて推定される場合もあります。

■ 職務の内容に係る情報の発信



他のユーザーとのやりとりや投稿写真等で、具体的な職務内容が推測されてしまうおそれがあります。

不用意な発信は、それ自体が情報漏えいにつながる可能性だけでなく、外国諜報機関等による情報収集の対象となり、働き掛けを受ける契機となる可能性がありますので注意が必要です。

15

漏えいの働き掛けについて注意すること④（海外渡航）

海外渡航時には、仮にそれが私的な渡航であっても、外国諜報機関等による情報収集の対象となる可能性があります。滞在中は、国内における日頃の留意事項に加え、特に注意が必要です。

不当な働き掛けの対象とならないよう、

- 予約時等におけるホテルや代理店等には**必要最小限の情報**のみを提供。
- 交通機関その他の**公共の場所及びホテル室内等周囲に人がいない環境であっても会話に注意**し、不必要なことを話さない（日本語で話しているから大丈夫ということはない）。
- スマートフォンやパソコンを海外で使用する場合、海外出張用専用端末等の利用を推奨。それが困難な場合は、不要なデータは消去する。現地では**紛失や盗難に遭わないよう機器を肌身離さず管理**するとともに、**通信回線の使用には、会話と同様の注意**を払う。
- みだりに**自身の身分や職業**を明かさない（ツアーガイドや通訳であっても注意）。
- 仮に日本人・日系人であっても、知り合いでもない**現地でみだりに接近を図る者**に注意。
- **軽微な違反行為**（ポイ捨て、撮影禁止場所での撮影等）であっても、場合によっては身柄が拘束される可能性に注意。
- （家族が居住する等の明確な目的がある場合を除き）頻繁な私的な入国等、当局の目に止まるような行動を避ける。（出入国に関する情報は記録されていることに注意）



少しでも不審な点を確認したら、上司やその他の適当な者に報告し、適切に対処しましょう。

必要に応じ、現地の我が国大使館又は総領事館に連絡を。

過去の漏えい事案①

① 公務員による他国への秘密情報の漏えい

【概要】A省職員Bは、某国大使館員とシンポジウムで知り合い、交流を深める中で現金等を受け取るようになり、見返りに秘密情報を渡しました。このため、職員Bは、守秘義務違反容疑で逮捕され、懲役10か月の実刑判決を受けるとともに、免職の懲戒処分となりました。



② 民間企業の従業員による他国への秘密情報の漏えい

【概要】A社従業員Bは、某国在日通商代表部員Cと面談を重ねて交流を深める中で、Cからの求めに応じ、同社の秘密情報を不正に取得したとして罪に問われ、懲役2年、執行猶予4年、罰金80万円の判決を受けました。

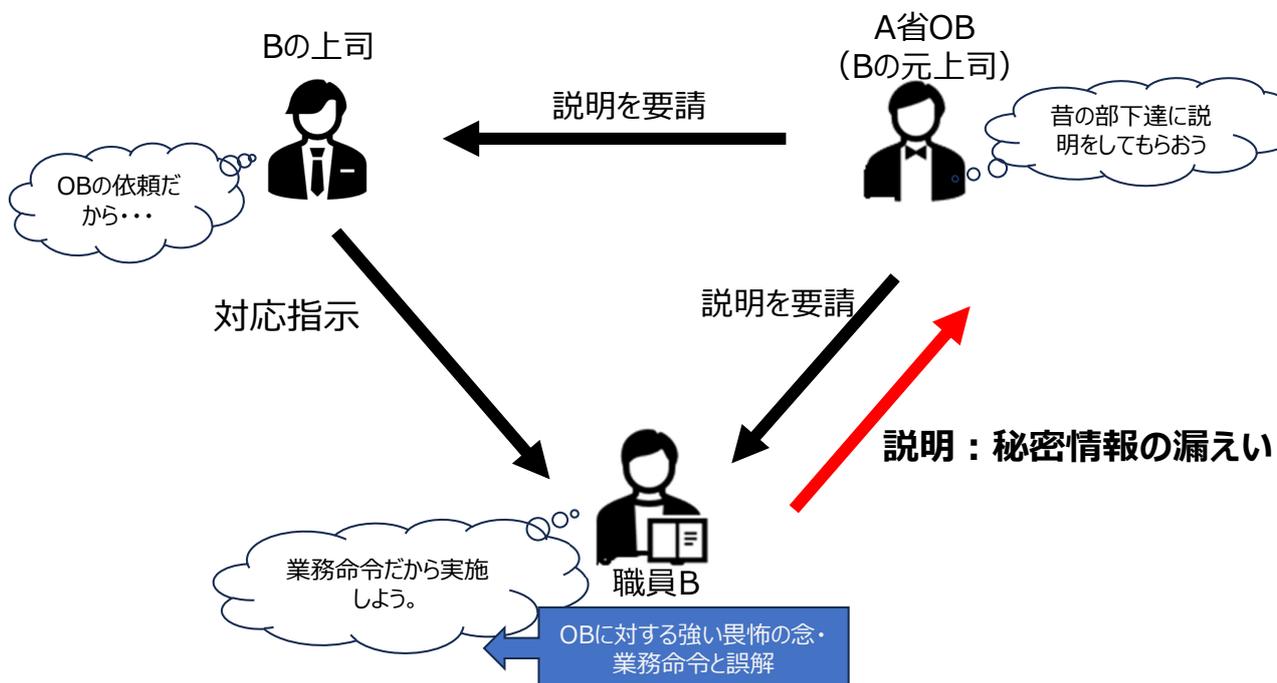


17

過去の漏えい事案②

③ 公務員によるOBへの秘密情報の漏えい

【概要】A省職員Bが、かつて**上司だったOB**に対して実施した業務説明において、**秘密情報を故意に漏らした**ことが判明しました。職員Bは、書類送検されたほか、懲戒の免職処分となりました。



18

情報の取扱い

- 重要経済安保情報の提供を受けるに至った経緯
- 重要経済安保情報文書の取扱い
- 重要経済安保情報取扱区画のイメージ
- 電子計算機等による重要経済安保情報の取扱い
- 関係簿冊の整備
- 非常の場合及び事故発生時の対処
- 保全検査

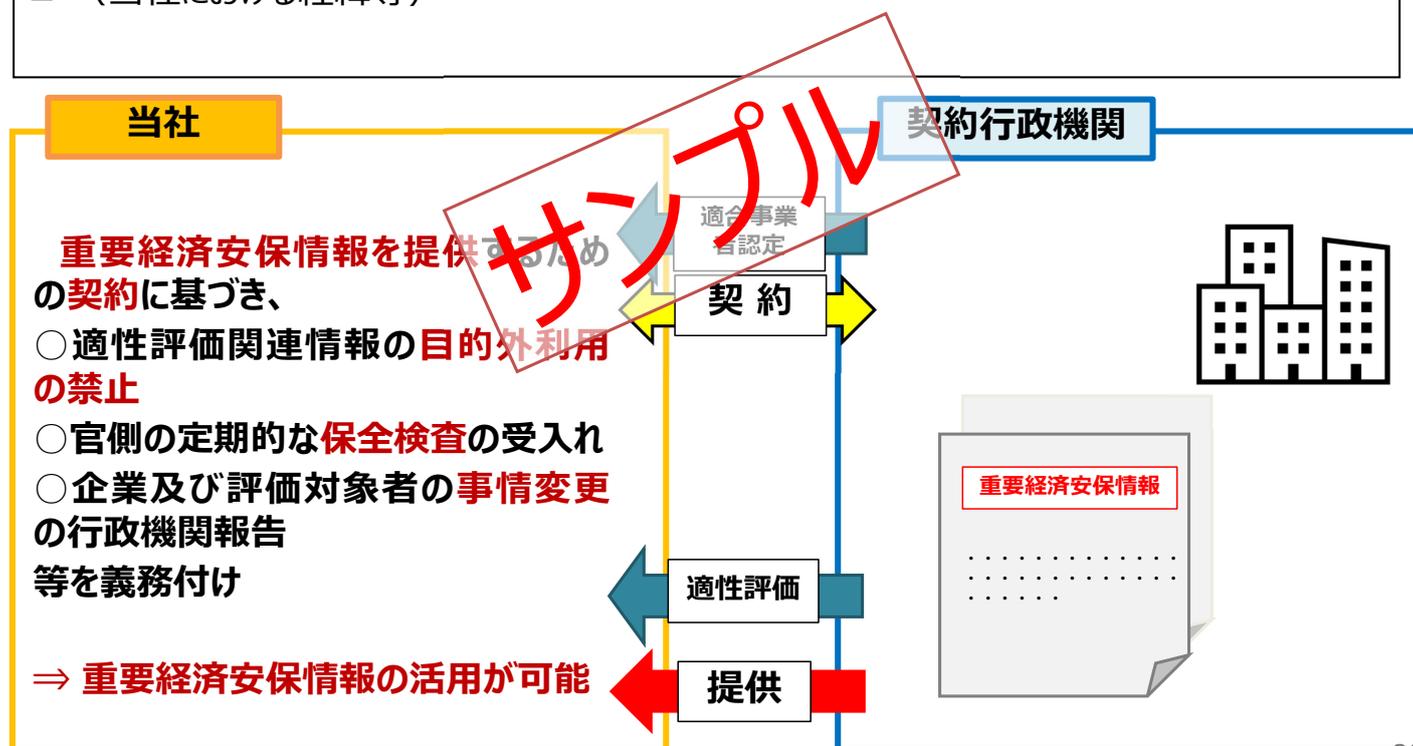
※以下は、情報の取扱いを解説した内容となりますので、各社の運用実態に合わせた内容を盛り込んでいただくことを想定しています。

19

当社が重要経済安保情報の提供を受けるに至った経緯

- 重要経済安保情報を企業が取り扱う場合は、契約行政機関が適合事業者認定を実施した上で、**契約行政機関と企業との契約に基づき、重要経済安保情報の提供を受ける。**

- (当社における経緯等)



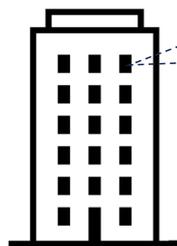
(⇒ 各管理措置の詳細は22ページ以降参照。)



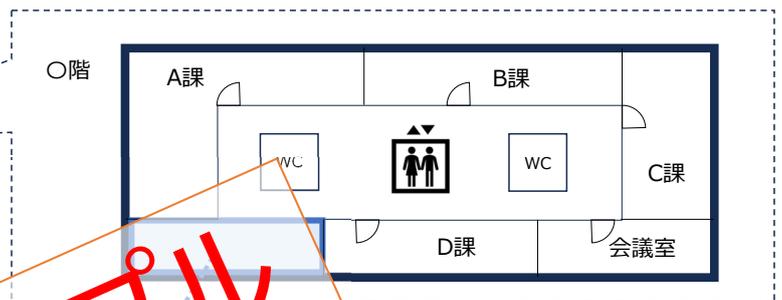
【本頁の内容は管理責任者の方を想定】 重要経済安保情報取扱い区画のイメージ①

① 社屋

適切な入場制限措置
例：社員証等による認証



② 区画



サンプル

① 部外からのアクセス制限

執務室を含む社屋の入出場時に社員証等による認証がなされるなど、入場を制限。
(アクセスの制限がない場合は、建物の敷地全体を金網等で囲んだ上で、適切な入場制限措置を講じること。)

② 重要経済安保情報取扱い区画

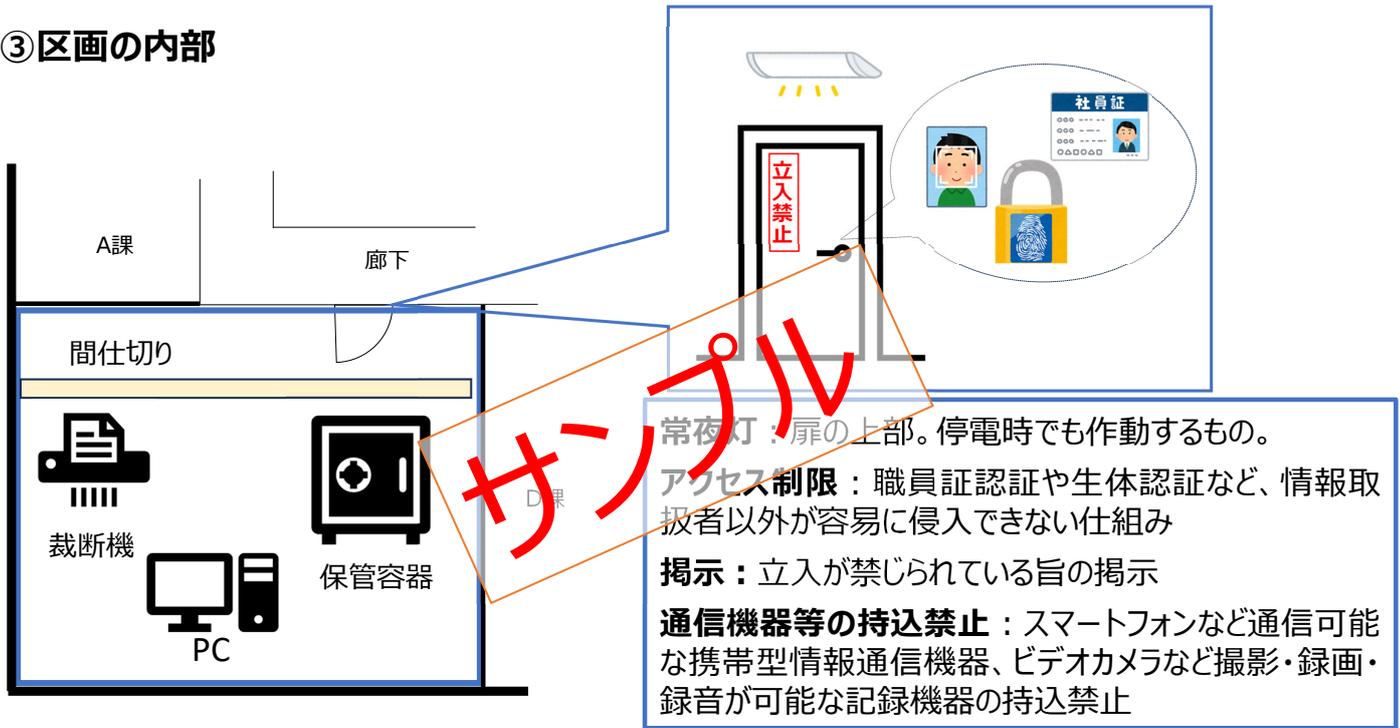
天井、壁、床：容易に破壊されなような鉄筋コンクリート又は頑丈な不燃性素材を用いる。

出入口：原則 1カ所 (複数箇所とする場合は不用意に開閉可能とならない)。常夜灯の設置 (緊急時に照明が確保できる)

窓：窓がない部屋が推奨。仮に設置されている場合は、窓の強度を補強し警戒装置を含め容易に破壊侵入されないようにし、外部から盗み見られないよう遮蔽措置を講じる (ブラインドを常時閉めるなど)

開口部：ダクト、天窓等の開口部に不法侵入、盗見、盗聴のおそれがある場合には、金網や鉄格子を取り付ける。

③ 区画の内部



間仕切り等：出入口を開けた際に中が見えないよう、また、入室する従業者が取扱い可能な重要経済安保情報以外の重要経済安保情報を知覚することがないよう、必要に応じて設置。

保管容器：三段式文字盤鍵のかかる金庫又は鋼鉄製の箱など施錠可能で十分な強度を有するもの

電子計算機（PC等）：スタンドアロン又はインターネットに接続しない。取扱区画内で作業を行う。盗難、持ち去り防止等のために端末はワイヤで固定。

電子計算機等による重要経済安保情報の取扱い

■ 重要経済安保情報は、**適性があると認められた者のみがアクセスできる措置**（生体認証等）が講じられた、**スタンドアロン又はインターネットに接続していない**（※）、**契約行政機関の承認を得たパソコン等**で取り扱うこと。

※インターネットやWi-Fiへの接続は不可。



- ✓ 重要経済安保情報を記録するデータをUSB等に記録する場合には、**暗号化を行うなどの保護措置**が必要。（安全が確保されていないUSB等は使用しない。）
- ✓ 重要経済安保情報を含むデータのUSB等への**書き出しロフ及び印刷ログ**を保存。

※重要経済安保情報の**不適切な取扱い例**

- ・重要経済安保情報の取扱が認められていないパソコンに同情報に該当するデータを移行した。
- ・当該データをメールで私有パソコンに送信し、自宅で閲覧した。



意図せず、自宅の**PCがウイルスに感染**し、情報が抜きとられる危険性有り。

関係簿冊の整備

	留意事項	関係簿冊
文書の接受	<ul style="list-style-type: none"> 指定の有効期間を社内関係者に周知 行政機関から重要経済安保情報文書等を接受せずに、行政機関において閲覧のみする場合もその旨を保管簿に記録 	保管簿
文書の運搬	<ul style="list-style-type: none"> 運搬に際しては、外部から内側を視認できない、施錠できる運搬容器を用い、2名以上の者が携行又は輸送機関に同乗監視（他の方法で情報を運搬・移転する必要がある場合は、契約行政機関の許可を取得） 事後、受領書（写）を添えて契約行政機関に報告 重要経済安保情報文書等を保管する場所や保管容器を変更する場合は保管簿に記録 	保管簿
文書の閲覧	<ul style="list-style-type: none"> 重要経済安保情報取扱区画内において閲覧 筆記不可（各社の保護措置による） 	閲覧簿
情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> 筆記・録音不可（各社の保護措置による） 電子メール、電話、FAX、スレーンサービス等のインターネットを介した伝達は不可 	—
文書の作成（複製）及び表示	<ul style="list-style-type: none"> 契約行政機関の許可を得る必要 契約行政機関の立ち会いの下で文書を作成 ※作成の範囲・数量は最小限に留める。 重要経済安保情報の表示（表示が困難である場合、指定に係る通知） 	作成記録簿
有効期間の満了又は指定解除	<ul style="list-style-type: none"> 情報の有効期間の満了／情報指定の解除の通知／周知 文書の表示を抹消 	保管簿
有効期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> 情報の有効期間の延長の通知／周知 	保管簿
文書の返却／文書の廃棄	<ul style="list-style-type: none"> 契約終了又は契約行政機関の指示があった場合、提供を受けた重要経済安保情報文書を全て返却するとともに、作成（複製）した文書を全て廃棄又は提供 文書の廃棄は、保護責任者（各社の規定に従う）が立ち会い、焼却、粉碎、細断、溶解、消磁及び破壊等の手段により、文書等が複製又は識別できないように確実にを行う 廃棄後は、廃棄報告書により契約行政機関に報告 	保管簿

25

非常の場合及び事故発生時の対処

（非常の場合の措置）

契約行政機関との緊急連絡体制を整備・維持

緊急の事態に際し、漏えい防のために他に適当な手段がないと認める場合は、契約行政機関に当該重要経済安保情報文書等の廃棄について申請し、承認を得る（ただし、その手段／いともがない場合は廃棄後速やかに報告）

焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により廃棄

重要経済安保情報文書等保管簿に記録

（注）いかなる場合であっても、**従業者の人命及び安全第一**で行動してください。発災時にこれら措置を義務付けるものではありません。

（事故等発生時の措置）

重要経済安保情報文書等を紛失／漏えい／破壊された場合又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合は、直ちに適切な処置を講じるとともに、保護責任者又は業務管理者に報告

直ちに調査を実施し、保護に必要な措置を講じ、事故の拡大防止に努め、把握し得るすべての内容を、その後速やかにその詳細を契約行政機関に報告

調査結果、所見及び対策を契約行政機関に報告

① 適合事業者社内で行う保全検査（年1回以上）

- 重要経済安保情報取扱区画で実施する検査
 - ・業務管理者：定期的に重要経済安保情報の保管状況を検査。
検査結果を保護責任者に提出
 - ・保護責任者：業務管理者から提出された結果をとりまとめ、契約行政機関に提出
- 契約行政機関側の保全検査を受検する場合の実施のための協力
- 契約行政機関側から指導があった場合は、必要な措置を講じる

② 適合事業者の従業員への保全教育（年1回以上）

- (1)秘密制度に関する法令、規則の内容
- (2)保全教育の意義、重要性
- (3)秘密の漏えい等に係る罰則、懲戒処分、等
- (4)適合事業者が規定した秘密保全規則の内容
- (5)その他
 - ・保全教育の意義、重要性（意識の涵養）
 - ・need to knowの原則
 - ・社内保全規則の確実な履行
 - ・サイバー関連の感染防止対策及び事案の対処手順

苦情の申出／相談窓口／
通報窓口

	苦情受理窓口	相談窓口	通報窓口
役割	適性評価の結果や実施方法等に関する評価対象者からの苦情を受け付ける窓口	適性評価結果の目的外利用等の左記苦情以外の相談や、評価対象者以外の者からの問合せを受け付ける窓口	情報の指定・解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が、法等に従って行われていないと思料する場合の窓口
申出者	評価対象者	評価対象者 適性評価の実施に際して関係する者	重要経済安保情報の取扱業務者等（※）
提出方法	書面	書面以外も可	書面以外も可
責任者	●●	●●	●●
連絡先	〇〇局〇〇課 住所 電話 電子メール	〇〇局〇〇課 住所 電話 電子メール	〇〇局〇〇課 住所 電話 電子メール

※ 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者、行っていた者、法の規定により提供された重要経済安保情報を知得した者

【参考】重要経済安保情報保護活用法及び関連法令等

○制度の詳細については、重要経済安保情報保護活用法及び関連法令等を参照ください。

[重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律](#)

[重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令](#)

[重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準の策定について（運用基準）](#)

重要経済安保情報保護活用法保護規程

ガイドライン、適性評価に関するQ&A



※ クリックすると当該リンクにアクセスできます。

参 考

【参考】重要経済安保情報の指定

重要経済安保情報指定の要件

行政機関の長は、指定しようとする情報が**重要経済安保情報の指定の3要件(重要経済基盤保護情報該当性、非公知性、秘匿の必要性)**に該当するか否かは以下の基準に従い判断。 ※特別防衛秘密及び特定秘密に該当するものは除く。

1 重要経済基盤保護情報該当性

(1) 重要経済基盤

- | | |
|----------------|---|
| 重要
経済
基盤 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制 (基盤公共役務の提供体制) ◆ 国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資(プログラムを含む。)の供給網 (重要物資の供給網) |
|----------------|---|

- ・ 基盤公共役務に含まれる役務の例：「経済安全保障推進法」における**基幹インフラ**、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」における**重要インフラ、国の行政機関の役務の一部**
- ・ 重要物資に含まれるものの例：「経済安全保障推進法」における**特定重要物資**及びその原材料、安定供給確保を図ることが特に必要と認められる物資

(2) 重要経済基盤保護情報該当性

第1号	<ol style="list-style-type: none"> ① 外部から行われる行為から基盤公共役務の提供体制を保護するための措置等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置 ・ 事業者の経営や、事業者及び行政機関の保有する技術、知識、データ、人員等のその他の経営資源の保護措置 ② 外部から行われる行為から重要物資の供給網を保護するための措置等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要物資の供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等に対応するための措置 ・ 事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置 ・ 事業者の経営や、事業者及び行政機関の保有する技術、知識、データ、人員等のその他の経営資源の保護措置
第2号	<ol style="list-style-type: none"> ① 重要経済基盤の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号の措置に対応する脆弱性に関する情報 ② 重要経済基盤に関する革新的な技術に関する情報であって安全保障に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際共同研究開発において外国政府等から提供された情報 ・ 我が国が技術優位性を持つ分野に関する研究・調査・分析・審査等により得られた情報 ・ 重要経済基盤を防護するための革新的技術に関する情報 ③ その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの
第3号	外部から行われる行為から 重要経済基盤を保護するための措置 に関し収集した 外国の政府又は国際機関 からの情報
第4号	第2号及び第3号に掲げる 情報の収集整理又はその能力 に関する情報

2 非公知性

現に不特定多数の人に知られていないか否か

3 秘匿の必要性

その情報の漏えいにより、我が国の安全保障に支障を与える事態が生じるか否か

【参考】重要経済基盤保護情報 事項の細目

<p>第1号 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究</p>	<p>① 外部から行われる行為から基盤公共役務の提供体制を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの</p> <p>② 外部から行われる行為から重要物資の供給網を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの</p>	<p>ア 基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置 a 施設・設備等の導入及び維持管理等に係る規制・制度に関して行政機関が行う審査・監督等の措置 b 施設・設備等に対する外部からの物理攻撃、サイバー攻撃その他の役務の提供に支障を与える行為に対応するための措置 c 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（a及びbに掲げるものを除く） イ 基盤公共役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置</p> <p>ア 外部から行われる輸出入規制、不公正な貿易政策、国際物流網の封鎖等の行為による重要物資の供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等に対応するための措置 イ 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置 a 施設・設備等に対する外部からの物理攻撃、サイバー攻撃その他の重要物資の安定供給に支障を与える行為に対応するための措置 b 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（aに掲げるものを除く） ウ 重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の物資の安定提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置</p>
<p>第2号 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの</p>	<p>① 重要経済基盤の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもの</p> <p>② 重要経済基盤に関する革新的な技術に関する情報であって安全保障に関するもの</p> <p>③ その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの</p>	<p>ア 基盤公共役務の提供体制の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するものうち、以下に掲げる事項に関するもの a 基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性に関する情報 b 基盤公共役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報 イ 重要物資の供給網の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するものうち、以下に掲げる事項に関するもの a 重要物資の外部依存度、非代替性、供給途絶時の影響の詳細等につき調査・分析等により得られた情報 b 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性に関する情報 c 重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等、物資の安定供給を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報</p> <p>ア 重要経済基盤に関する革新的な技術の国際共同研究開発において、外国の政府等から提供され、当該外国において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報 イ 重要経済基盤に関する革新的な技術で我が国が技術優位性を持つ分野（これから技術優位性を確保しようとする分野も含む）に関する研究・調査・分析・審査等により得られた情報 ウ 重要経済基盤を防護するための革新的な技術に関する情報</p>
<p>第3号 第1号の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報</p>	<p>外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報であって、当該外国の政府又は国際機関において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報（当該情報を分析して得られた情報を含む）</p>	
<p>第4号 第2号及び第3号に掲げる情報の収集整理又はその能力</p>	<p>第2号及び第3号に掲げる情報の収集整理又はその能力に関する情報</p>	

33

【参考】適性評価対象者の上司としての留意事項

（適性評価対象者の上司に当たる者に見せることを想定）

上司の立場にある貴方は、部下に対しても一定の配慮を行い、重要経済安保情報の保護及び活用のための適切な環境づくりに努めてください。

① 適性評価に関する留意事項

■ 適性評価制度への理解

- 適性評価を受けることは任意である。そのため、部下に対し、候補者名簿への掲載及び適性評価への**同意を強制してはならず、同意しない場合にその理由を質してはならない。**

■ 評価対象者のプライバシーへの配慮

- 適性評価調査に際する対象者への質問票は、あくまでも対象者本人が記入し、行政機関に直接提出するものである。対象者のプライバシーに関する情報が多く含まれるため、上司の立場にある貴方が**質問票を確認する必要はなく、質問票に記入した内容の開示を求めてはならない。**
- 適性が認められなかった場合の通知の希望は評価対象者が任意に選択できるものである。評価対象者に**理由の通知を希望するよう求めてはならない。**

■ 適性評価調査等への協力

- 必要に応じて実施される対象者の上司等に対する質問等には合理的な範囲で協力する。
- 調査に協力した事実やその内容を**周囲に明かすことは避ける。**
- 対象者に事情変更が認められる場合は、速やかに行政機関に申し出る。

② 重要経済安保情報の保全に関する留意事項

■ 重要経済安保情報の聞き出し禁止

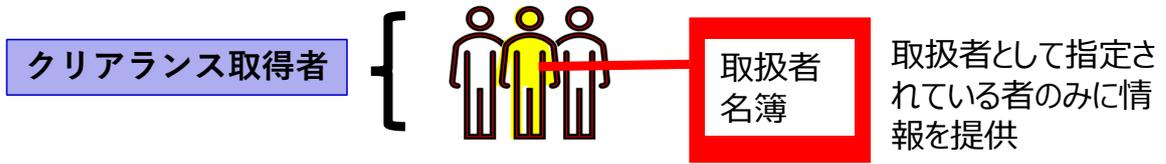
- 重要経済安保情報は、取扱者が厳格に指定される。自身が取扱者に指定されていない**重要経済安保情報について他の従業者に質問したり、話題にしない。**

34

■ **Need to Knowの原則**

「情報は知る必要がある者のみに伝え、知る必要のない者には伝えない」という原則

- ⇒ 情報の共有範囲を必要最小限とし、業務に関係のない情報は知らせない。
- ⇒ 知る必要のない情報を探知しない。



■ **サード・パーティ・ルール**

入手した秘密を、提供元に無断で第三者に提供することはできないという原則



【参考】確認テスト

問：重要経済安保情報の取扱いについて、適切なものを選んでください。

a. 適性評価がとれたので、うれしくて、SNSに「適性評価がとれたので、重要な仕事ができる！」とアップした。

Ans. × 適性評価を得たことを不特定多数の者に知らせると、不適切な働き掛けの対象になる場合がありますので、慎重に行動してください。

b. ○○省から提供された「重要経済安保情報」の表示のある文書について、同僚から、口外しないから情報の中身を教えてほしいと頼まれた。その同僚は、同じ部署に所属し、信頼できる人物であるが、同「重要経済安保情報」の取扱者ではないため、伝えなかった。

Ans. ○ 「重要経済安保情報」を取り扱う者は、適性評価で適性が認められ、かつ、情報の取扱者として指定された者に限定されます。仮に同僚が適性評価を得ていたとしても、貴方が取り扱う「重要経済安保情報」の取扱者に指定されていない場合には、同人に「重要経済安保情報」の内容を伝えてはいけません。

c. 従業員Aは、重要経済安保情報が保存されたUSBメモリを許可を得て使用した後、これを紛失したが、翌日、USBメモリを発見した。USBメモリが他者によって取り扱われた形跡はないが、念のため事後的に上司に顛末を報告した。

Ans. × 可搬記憶媒体等を含め、重要経済安保情報文書等を紛失した疑い又はおそれがある場合は、直ちに適切な処置を講じるとともに、保護責任者又は業務管理者に報告する必要があります。



契約書のひな型

(行政機関名)を甲とし、(適合事業者名)を乙として、適合事業者(重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号。以下「法」という。)第10条第1項に規定する適合事業者をいう。以下同じ。)としての適切な行動、適性評価(法第12条第1項に規定する適性評価をいう。以下同じ。)の円滑な実施及び重要経済安保情報(法第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。)の適切な保護のために、次のとおり契約を締結する。

(乙の一般的な義務)

第1条 乙は、この契約に定めるところにより、乙の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないこと及び乙に置かれる保護責任者(重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準(令和7年1月31日閣議決定。以下「運用基準」という。)第5章第1節2(2)に規定する保護責任者をいう。以下同じ。)及び業務管理者(運用基準第5章第1節2(2)に規定する業務管理者をいう。以下同じ。)が必要な知識を有しその職責を全うできることを担保し、乙における必要な教育を定期的実施し、必要な施設設備を整備し、適性評価によって信頼性が確認された者のみに情報を取り扱わせること等の適合事業者として求められる事項の達成に向け経営層も含めて適切に対応することにより、重要経済安保情報の保護に万全を期さなければならない。

2 乙は、その代表者、代理人、使用人その他の従業者(以下、総称して「従業者」という。)の故意又は過失により重要経済安保情報が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

(保護責任者及び業務管理者の責務)

第2条 保護責任者は、乙における重要経済安保情報の保護に係る全般的な指導及び監督を行い、乙における重要経済安保情報の取扱いの責任を負わなければならない。

2 業務管理者は、重要経済安保情報を取り扱うことになる場所において、当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理し、その取扱いの責任を負わなければならない。

(従業者に対する重要経済安保情報の保護に関する教育)

第3条 乙は、保護責任者、業務管理者及び重要経済安保情報を取り扱うことが見込まれる従業者に対し、重要経済安保情報の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施しなければならない。

2 前項の場合において、新たに重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととなる従業者に対する教育は、当該従業者が実際に重要経済安保情報の取扱いの業務を行う前に実施しなければならない。ただし、必要な場合には、当該従業者に対する適性評価の結果が伝達される前に実施することを妨げない。

3 乙は、保護責任者、業務責任者及び重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行う従業者に対し、少なくとも年1回、第1項の教育を実施しなければならない。ただし、必要な場合には、当該教育を臨時に実施することを妨げない。

(適合事業者として申請した事項に関する変更の報告)

- 第4条 乙は、適合事業者の認定のために甲に提出した認定申請書（運用基準別添12の認定申請書をいう。以下同じ。）に記載した事項を変更しようとする場合には、当該変更をする前に、当該変更について甲の審査を受けなければならない。ただし、議決権の5%超を直接に保有する者若しくは役員の変更等変更前に甲の審査を受けることが困難である場合又は当該変更が軽微なものであると甲が認めた場合には、その限りではない。
- 2 乙は、認定申請書に添付して甲に提出した規程や教育資料を変更しようとする場合には、当該変更をする前に、当該変更について甲の審査を受けなければならない。ただし、軽微な変更であると甲が認めた場合には、その限りではない。
 - 3 乙は、前2項の規定により甲の審査を受けている間は、適合事業者として、引き続き重要経済安保情報を取り扱うことができる。

(候補者名簿の作成)

- 第5条 乙は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする従業者を決定した場合には、様式1の候補者名簿に必要事項を記載し、これを甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の候補者名簿に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする従業者を掲載するに当たっては、当該従業者から同意を得なければならない。
 - 3 乙は、第1項の候補者名簿の提出後、甲から適性評価の結果が通知されるまでに、当該候補者名簿に掲載した者について、他部署に異動するなど重要経済安保情報の取扱いの業務を行う必要性がなくなると認める場合や記載した事項に変更がある場合には、速やかに当該候補者名簿を修正し、これを甲に提出しなければならない。

(行政機関からの通知)

- 第6条 乙は、甲から、前条第1項に基づき提出された候補者名簿に掲載された者のうち、適性評価実施責任者に提出する名簿に不登載となった旨の通知又は評価対象者として承認若しくは不承認の旨の通知があった場合には、その旨を当該通知に係る評価対象者に通知しなければならない。

(適性評価の実施に関する協力)

- 第7条 乙は、甲が実施する適性評価に必要な協力を行わなければならない。
- 2 乙は、法第12条第6項に基づく照会に対して必要な事項の報告を行うこと、評価対象者及びその上司等に対する面接等の実施に便宜を図ることなど、内閣府が実施する適性評価調査に必要な協力を行わなければならない。
 - 3 甲は、適性評価の結果の通知に関して乙から進捗状況の確認があった場合には、真摯に対応しなければならない。

(適性評価者名簿の作成)

- 第8条 乙は、適性評価の結果重要経済安保情報を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがない（以下「適性がある」という。）と認められた者を一覧にした適性評価者名簿を作成し、これを管理しなければならない。
- 2 乙は、前項の適性評価者名簿に掲載した者について、退職等により乙の従業者ではなくなった場合にはこれを削除するなど適切に管理することとし、少なくとも年に1回当該適性評価者名簿を点検しなければならない。

(個人情報管理)

第9条 乙は、評価対象者が第5条第1項の候補者名簿の掲載に同意をしなかった事実、適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果が通知されていない事実、適性があるとは認められなかった事実その他適性評価の実施に関して収集した個人情報に関して、漏えい又は滅失の防止その他安全管理のための措置を厳格に行わなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報が記載された文書に関して、用済後速やかに廃棄する等適切な管理に努めなければならない。その際、適性があると認められた旨を甲が通知した文書については取得した日から10年、その他の文書は取得した日から1年を超えて保存してはならない。

(苦情の申出に関する不利益取扱いの禁止)

第10条 乙は、評価対象者が苦情(法第14条第1項に規定する苦情をいう。)の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第11条 乙は、評価対象者が第5条第1項の候補者名簿の掲載に同意をしなかった事実、適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果が通知されていない事実、適性があるとは認められなかった事実その他適性評価の実施に関して収集した個人情報を、法令に基づく場合を除き、重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(目的外利用の禁止等を受けた担保措置)

第12条 甲は、評価対象者が、前2条により禁止されている行為を受けたと考える場合に相談等を受けるための窓口を設置し、当該適性評価対象者からの相談等に誠実に対応するものとする。

2 乙は、乙の従業者である評価対象者が、前2条により禁止されている行為を受けたと考える場合には、その解消に向けて当該評価対象者と協議するように努めなければならない。

(適性がある者に関する事情の変更の報告)

第13条 乙は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行っている従業者について、次に掲げる事情があると認めた場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。
- (2) 罪を犯して検挙されたこと。
- (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
- (5) 違法な薬物の所持、使用等薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。
- (7) 飲酒により、けんか等の対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと。
- (9) 上記のほか、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

(重要経済安保情報の取扱業務の停止)

第14条 前条による報告の結果、甲から法第12条第1項第3号に規定する事情があると認められた旨の通知があったときは、乙は、直ちに当該従業者が重要経済安保情報を取り扱わないよう措置しなければならない。

2 乙は、前項の措置を講じたときは、速やかに、第17条第1項の取扱者名簿から当該従業者についての記載を削除しなければならない。

(従業者が派遣労働者である場合の措置)

第15条 乙は、派遣労働者(労働者遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)である従業者を第5条第1項の候補者名簿に掲載する場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、その旨を通知しなければならない。

2 乙は、派遣労働者である従業者について、甲から次に掲げる事項を通知された場合には、当該通知の内容を書面により、当該従業者を雇用する事業主に通知しなければならない。

(1) 候補者名簿からの不登載

(2) 適性評価を実施することについて行政機関の長の承認が得られたこと、又は得られなかったこと

(3) 当該従業者が適性評価の実施についての同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったこと

(4) 当該従業者が同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止されたこと

(5) 当該従業者が適性評価の実施に同意した後に重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったことにより適性評価の手続が中止されたこと

(6) 適性評価の結果

(7) 当該従業者が法第12条第1項第3号に規定する事情があると認められたこと

(8) 当該従業者が申し出た苦情の処理の結果、改めて適性評価を実施する必要があると認められたこと

3 乙は、第1項又は第2項の通知をした場合には、派遣労働者を雇用する事業主に対し、当該通知をした文書が第9条第2項の規定に準じて適切に管理されるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、派遣労働者である従業者が評価対象者である場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該従業者が苦情の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしないよう、必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、派遣労働者である従業者が評価対象者である場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該従業者が第5条第1項の候補者名簿の掲載に同意をしなかった事実、適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果の通知を受けていない事実、適性があるとは認められなかった事実その他適性評価の実施に関して収集した個人情報を、法令に基づく場合を除き、重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しないよう必要な措置を講じなければならない。

6 乙は、派遣労働者である従業者が現に重要経済安保情報を取り扱っている者又は新たに重要経済安保情報を取り扱わせようとしている者である場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該従業者について第13条の事情があると認めたときに乙に確実に報告させるよう、必要な措置を講じなければならない。

7 乙は、派遣労働者である従業者が重要経済安保情報文書等を紛失し、漏えいした場合には、当該従業者を雇用する事業主の就業規則等により懲戒の対象となることが規定されるよう、必要な措置を講じなければならない。

(重要経済安保情報を取り扱う範囲)

第16条 乙は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う従業者の範囲を決定するに当たっては、その範囲は当該重要経済安保情報を知得させる必要性を考慮して最小限にとどめなければならない。

2 本契約に基づき重要経済安保情報の取扱いの業務を行う乙の従業者の範囲は、以下の部署に所属している者とする。

・・・事業部・・・課

・・・事業部・・・課

(取扱者名簿の提出)

第17条 乙は、この契約締結後、甲から提供された重要経済安保情報ごとに、前条に定める範囲内において、当該重要経済安保情報を取り扱うことになる従業者個人を一覧にした様式2の取扱者名簿を作成し、当該重要経済安保情報を取り扱わせる前に、甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 乙は、前項の取扱者名簿に記載する者を追加するときは、あらかじめ、甲に報告し、承認を受けなければならない。

3 乙は、第1項の取扱者名簿に記載している者を削除したときは、甲に報告しなければならない。

(重要経済安保情報の取扱者の制限)

第18条 乙は、重要経済安保情報を、当該重要経済安保情報に係る取扱者名簿に記載されている以外の者に共有してはならない。

(立入制限措置等)

第19条 乙は、甲から承認を受けた重要経済安保情報を取り扱う場所について、当該重要経済安保情報を取り扱う従業者以外の立入りを禁止するため、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、他の法令の規定等により当該重要経済安保情報を取り扱う従業者以外の者を立ち入らせる必要がある場合には、当該者を立ち入らせる前に、重要経済安保情報の保管容器への格納、他の区画への移動、被覆等の必要な保護措置を講じなければならない。

3 乙は、当該重要経済安保情報を取り扱う者以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

4 乙は、当該重要経済安保情報を取り扱う者であっても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

5 乙は、第1項の場所に立ち入る者の所属や氏名、立ち入った日時を記録しなければならない。

(携帯型情報通信・記録機器の持込制限)

第20条 乙は、甲から承認を受けた重要経済安保情報を取り扱う場所について、携帯型情報通信・記録機器(携帯電話、スマートフォン、携帯情報端末(PDA)、映像走査機(ハンディスキャナ)、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する携帯型の機器をいう。)の持込みを禁止しなければならない。

2 前項の規定により携帯型情報通信・記録機器の持込みが禁止された場合には、乙は、当該場所に当該機器を持ち込んではならない旨の掲示その他必要な措置を講じなければならない。

(重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第 21 条 乙は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を取り扱うときは、これをスタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ重要経済安保情報を取り扱う従業者のみがアクセスできる措置が講じられたものとして甲が認めたもので取り扱わなければならない。

2 乙は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の電磁的記録媒体への書き出し及び印刷の記録を保存しなければならない。

3 乙は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。以下同じ。）に記録するときは、パスワード設定又は暗号化措置による秘匿措置を講じなければならない。

(従業者への周知)

第 22 条 乙は、重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 26 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項に規定する重要経済安保情報文書等をいう。以下同じ。）を作成したとき、重要経済安保情報文書等の交付若しくは重要経済安保情報の伝達を受けたとき又は重要経済安保情報を保有したときは、当該重要経済安保情報を取り扱う従業者にその旨を周知しなければならない。

(重要経済安保情報文書等の接受)

第 23 条 乙は、封かんされている重要経済安保情報文書等は、名宛人、又はその指名する従業者（当該重要経済安保情報を取り扱う者に限る。）でなければ開封させてはならない。

(重要経済安保情報文書等の保管)

第 24 条 乙は、取り扱う重要経済安保情報文書等を、甲から承認を受けた重要経済安保情報を取り扱う場所に設置された保管容器に保管しなければならない。

2 乙は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を取り扱う電子計算機には、その盗難、紛失等を防止するため、当該電子計算機の端末をワイヤで固定する等の必要な物理的措置を講じなければならない。

3 第 1 項の規定は、重要経済安保情報を記録する可搬記憶媒体に準用する。

(その他保管のための施設設備)

第 25 条 乙は、前条に定めるもののほか、重要経済安保情報を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置等重要経済安保情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

(運搬の方法)

第 26 条 乙は、重要経済安保情報文書等を運搬するときは、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う従業者の中から指名した従業者に携行させるものとする。

2 前項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不相当であるときの運搬の方法については、甲の指示に従うものとする。

(交付の方法)

第 27 条 乙は、重要経済安保情報文書等を交付するときは、受領書等に、受領の記録を残すものとする。

2 重要経済安保情報文書等は、郵送により交付してはならない。

3 重要経済安保情報文書等（物件を除く。）は、インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用して交付等してはならない。

（文書及び図画の封かん等）

第 28 条 乙は、重要経済安保情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、それを外部から見るできないように封筒若しくは包装を二重にして封かんするものとする。

（物件の包装等）

第 29 条 乙は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録媒体若しくは当該情報を化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講ずるものとする。

（閲覧の方法）

第 30 条 乙は、重要経済安保情報文書等を閲覧するときは、当該重要経済安保情報の内容を筆記することを差し控えるように伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、重要経済安保情報文書等の閲覧を、甲から承認を受けた重要経済安保情報を取り扱える場所以外で実施してはならない。

（伝達の方法）

第 31 条 乙は、重要経済安保情報を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該重要経済安保情報の内容を筆記することを差し控えるように伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、重要経済安保情報の伝達を、甲から承認を受けた重要経済安保情報を取り扱える場所以外で実施してはならない。

3 乙は、重要経済安保情報の伝達を電話で行ってはならない。

4 乙は、重要経済安保情報を伝達する場合には、盗聴等の防止に努めるものとする。

（作成）

第 32 条 乙は、重要経済安保情報文書等を作成（複製を含む。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 前項の場合、乙は、実施の細部について甲と協議し、甲の立会いのもと行わなければならない。

3 乙は、重要経済安保情報文書等を作成したときは速やかにその旨を甲に報告するとともに、甲より必要な指示を受けるものとする。

4 乙は、重要経済安保情報文書等の作成において完成に至らなかったものについては、甲の指示に従い、甲に引き渡し、又は重要経済安保情報を探知することができないよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、確実に廃棄しなければならない。

（重要経済安保情報の表示等）

第33条 乙は、重要経済安保情報文書等を作成したとき、重要経済安保情報文書等の交付若しくは重要経済安保情報の伝達を受けたとき又は重要経済安保情報を保有したときは、法第3条第2項各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。ただし、すでに当該措置が講じられた重要経済安保情報を受領したときはこの限りではない。

2 乙は、前項の場合において、法第3条第2項第1号に掲げる措置を講ずる際に、甲から別に指示のある場合は、その表示をしなければならない。

3 第1項の場合において、当該重要経済安保情報文書等が各国の秘密情報に該当するものであるときは、乙は、前2項の表示に加え、甲から別途指示のあったとおりに表示をしなければならない。

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第34条 乙は、甲から令第7条第1項第2号の規定に基づく重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した旨の通知を受けたときは、当該指定に係る重要経済安保情報文書等であったものについて、重要経済安保情報の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、令第7条第2項に規定する指定有効期間満了表示をしなければならない。

2 乙は、前項の場合において、法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知しなければならない。

3 乙は、第1項の場合において、当該指定の有効期間が満了した旨を当該指定に係る情報を取り扱う従業者(当該指定の有効期間の満了について前項の通知を受けた者を除く。)に周知しなければならない。

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

第35条 乙は、甲から令第8条第1号の規定に基づく重要経済安保情報の指定の有効期間を延長した旨の通知を受けたときは、法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者(当該指定の有効期間の延長について前項の通知を受けた者を除く。)に周知しなければならない。

(指定の解除に伴う措置)

第36条 乙は、甲から令第10条第1項第2号の規定に基づく重要経済安保情報の指定が解除された旨の通知を受けたときは、当該指定に係る重要経済安保情報文書等であったものについて、重要経済安保情報の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、令第10条第2項に規定する指定解除表示をしなければならない。

2 乙は、前項の場合において、法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知しなければならない。

3 乙は、第1項の場合において、当該指定が解除された旨及びその年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者(当該指定の解除について前項の通知を受けた者を除く。)に周知しなければならない。

(簿冊等の管理)

第 37 条 乙は、重要経済安保情報文書等を作成したとき、重要経済安保情報文書等の交付若しくは重要経済安保情報の伝達を受けたとき又は重要経済安保情報を保有したときは、速やかに、その旨を簿冊に登録しなければならない。

2 乙は、重要経済安保情報文書等の接受、閲覧、運搬、返却又は廃棄を行ったときは、速やかに、その旨を簿冊に登録しなければならない。

3 乙は、第 34 条から第 36 条までの措置を講じたときは、速やかにその旨を簿冊に登録しなければならない。

(検査)

第 38 条 乙は、前条に基づき整備した簿冊を基に、毎年 1 回以上重要経済安保情報の取扱いの状況について検査を行い、甲に結果を報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けるほか、乙の重要経済安保情報の取扱い状況について自ら調査する必要があると認めるときは、乙に対して検査を実施することができる。

3 乙は、前項の検査が実施される場合には、その実施に協力するものとする。

(重要経済安保情報文書等の返却)

第 39 条 乙は、甲から指示があった場合には、甲から提供を受けた重要経済安保情報文書等及び当該重要経済安保情報文書等に関し作成した全ての重要経済安保情報文書等を、甲に返却しなければならない。

(重要経済安保情報文書等の廃棄)

第 40 条 乙は、甲から指示があった場合に限り、重要経済安保情報文書等を廃棄できる。

2 前項の廃棄に当たっては、当該重要経済安保情報を取り扱うことができる者が、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、確実に廃棄しなければならない。

(緊急事態に際しての廃棄)

第 41 条 乙は、重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合には、重要経済安保情報として指定された情報を探知することができないよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、当該重要経済安保情報文書等を廃棄することができる。

2 乙は、前項の規定により重要経済安保情報文書等を廃棄する場合には、あらかじめ重要経済安保情報管理者を通じて甲の承認を得なければならない。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

(事故発生時等の措置)

第 42 条 乙は、重要経済安保情報文書等の紛失、重要経済安保情報が漏えい若しくは破壊等の事故が発生した場合（それらの疑い又はおそれがある場合も含む。）、又は本契約に定める保護措置に抵触するような事態が発生した場合には、直ちに事故の内容に応じた適切な処置を講じるとともに、把握し得る限り全ての内容を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項に規定する報告後、事故の原因のほか、甲から指示のあった事項について詳細な調査を行い、速やかにその結果を甲に報告しなければならない。

(違約金の請求)

第 43 条 甲は、別に定めるところにより、違約金を請求することができる。

2 本条で定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(秘密保持義務の有効期間)

第 44 条 乙が、本契約に基づき重要経済安保情報を保護する責任がある期間は、乙が甲から重要経済安保情報の提供を受けたときから、当該重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報の指定の有効期間（甲が当該期間を延長する旨を乙に通知した場合には、当該延長後の期間）が満了するまで、又は甲が重要経済安保情報の指定を解除するまでとする。

2 前項に定める期間に乙が重要経済安保情報を漏えいしたときは、当該期間経過後3年を経過するまでの間、前条はなお効力を有するものとし、甲は、乙に対して前条の規定に基づく違約金を請求できるものとする。

3 本契約が終了（解除された場合も含む。）した場合であっても、第1項に規定する期間及び第2項に規定する違約金を請求できる期間については、前条はなおその効力を有するものとする。

(関連資料等の保存)

第 45 条 乙は、前条に規定する違約金を請求できる期間が満了するまでの間は、簿冊等の重要経済安保情報の保護や取扱いに関する資料等を保存しなければならない。

(契約の解除)

第 46 条 甲は、乙が本契約の規定に違反したとき又は乙が適合事業者には認められなくなったときは、催告を要せずに本契約の一部又は全部を直ちに解除することができる。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙は、前項により契約が解除された場合において、甲から重要経済安保情報文書等の提供を受けていたときは、当該重要経済安保情報文書等及び当該重要経済安保情報文書等に関し作成した全ての重要経済安保情報文書等を速やかに甲に返却しなければならない。

(その他)

第 47 条 重要経済安保情報の指定の有効期間の満了又は指定の解除により乙が現に取り扱っている重要経済安保情報文書等がなくなった場合等本契約に定めのない事由が生じた場合には、甲乙協議の上、決定することとする。

候補者名簿

氏名	ふりがな	生年月日	部署・役職 (※)	業務内容	法第 12 条第 1 項各号の 該当性	法第 12 条第 7 項の 該当の有無

(※) 適合事業者と雇用関係にある労働者でも適合事業者に労働者派遣された派遣労働者でもない場合については、当該者の本来の所属とともに、適合事業者との具体的な関係（求職者で採用予定、顧問弁護士として契約中等）を記載

取扱者名簿

交付元行政機関：

取扱情報（整理番号）：

番号	氏名	ふりがな	部署・役職	適性評価 結果通知日	取扱開始日

年 月 日

〇〇 様

重要経済安保情報を取扱う業務が予定されている方へのお知らせ

あなたには、●●（組織名）において、行政機関から提供される重要経済安保情報を取扱う業務を行っていただくことを予定しています。

ただし、実際に、重要経済安保情報の取扱いの業務を行っていただくためには、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）」に基づき、行政機関が実施する適性評価を受けていただく必要があります。

適性評価を受けていただくために、まずは、●●から行政機関に提出する名簿に、あなたを掲載することになりますが、この名簿掲載に当たっては、あなたからの同意が必要です。

今後の手続き等をご理解の上、名簿掲載に同意される場合には、別紙2の名簿掲載の同意書を以下の担当宛てに提出してください。なお、名簿掲載に同意されない場合には、適性評価を受けていただく必要はありませんし、●●としてもその理由を問いません。

ご不明な点等についての問い合わせやご相談についても、以下の担当までお願いします。

（添付資料）

- ① 別紙1 適性評価について
- ② 別紙2 名簿掲載の同意書

<担当>
部署名
電話
電子メール

適性評価について

1. 適性評価とは

適性評価とは、重要経済安保情報の取扱者を適性（重要経済安保情報を漏らすおそれがないこと）が認められた者に限定するための制度です。

「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」では、重要経済安保情報を取り扱う業務に従事するためには、適性評価によって、適性が認められなければならないとされています。

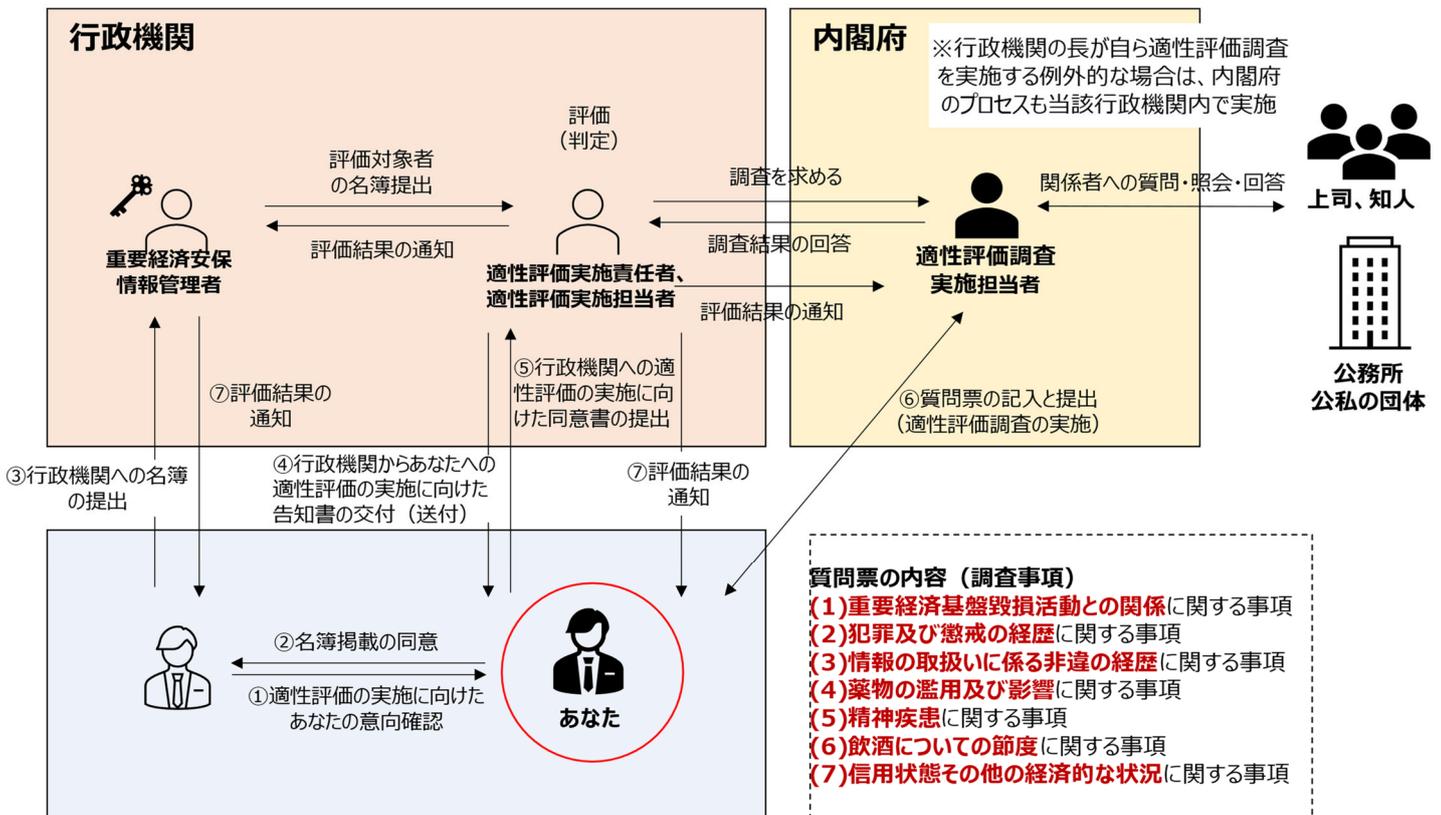
また、適性評価の実施に当たっては、以下のようなことが決められています。

- ①本人の同意を得て調査を行うこと
- ②法定項目以外の事項についての調査を禁ずること
- ③評価結果その他適性評価で得られた個人情報の目的外利用を禁ずること
- ④苦情の申出ができること

なお、適性評価は、各行政機関が行いますが、適性評価のための調査は、原則として、内閣府が行うこととされています。

2. 適性評価の流れ

適性評価の流れは、以下のとおりです。



①適性評価の実施に向けたあなたの意向確認

- ・あなたが、実際に重要経済安保情報の取扱いの業務を行うためには、行政機関からの適性評価を受けていただく必要があります。
- ・まずは、説明資料（本紙、別紙1）をよく読んで、今後の手続や実際の調査内容などをご理解いただいた上で、適性評価の実施に同意するかどうかを判断してください。
- ・②の「名簿掲載」に同意すると、適性評価の手続が開始されます。
- ・仮に、「名簿掲載」に同意しない場合でも、●●はその理由を問いませんし、あなたに対して不利益な取扱いをすることはありません。政府が定めているルールにより禁止されています。

②名簿掲載の同意

- ・適性評価の実施に同意する場合には、別紙2の「名簿掲載の同意書」を〇〇まで提出してください。
- ・その後、行政機関の適性評価実施担当者から、改めて⑤の「適性評価の同意確認」がありますが、それまでの間も含めて、同意はいつでも取り下げることが可能です。
- ・●●は、同意を取り下げた理由を問いませんし、あなたに対して不利益な取扱いをすることはありません。政府が定めているルールにより禁止されています。

③行政機関への名簿の提出

- ・あなたから、②の「名簿掲載の同意書」が提出され、同意が確認された場合、●●から、あなたの氏名、生年月日等を記載した名簿を行政機関の重要経済安保情報管理者に提出します。
- ・なお、あなたに適性評価を実施するかどうかを最終的に判断するのは行政機関になりますので、名簿掲載に同意した場合でも、適性評価が実施されない可能性があります。
- ・あなたの適性評価を実施しない場合には、行政機関から●●に対して通知がありますので、あなたにも連絡します。

④行政機関からあなたへの適性評価の実施に向けた告知書の交付（送付）

- ・あなたに適性評価を実施することが行政機関において決定された場合には、行政機関の適性評価実施担当者から、●●を介さず、直接あなたに対して、「適性評価の実施に当たってのおしらせ（告知書）」（以下、告知書）という説明資料が交付（送付）されることとなります。この交付（送付）手続に必要な範囲で、●●はあなたの連絡先を行政機関に提供することとなります。

⑤行政機関への適性評価の実施に向けた同意書の提出

- ・行政機関から交付（送付）される告知書の中に、「適性評価の実施についての同意書」が同封されています。同意する場合は、同意書をあなたが直接行政機関に送付してください。
- ・あなたが適性評価の実施に同意しない限り適性評価は実施されませんし、一度適性評価の実施に同意したあとも、適性評価の結果が通知されるまでは、いつでも同意を取り下げることが可能です。同意を取り下げた場合は、直ちに適性評価の手続は中止されません。
- ・仮に、適性評価の実施に同意しない場合や同意を取り下げた場合でも、●●はその理由を問いません。

- ・あなたが適性評価の実施に同意しなかった事実や、同意を取り下げた事実は、行政機関から●●にも共有されることになっていますが、●●において、これらの事実のみをもって、あなたに不利益な取扱いをすることは、法律により禁止されています。また、行政機関においても、こうした情報を、「重要経済安保情報の保護」以外の目的で利用することは法律により禁止されています。

⑥質問票の記入と提出（適性評価調査の実施）

- ・⑤の「適性評価の実施についての同意書」が提出されると、行政機関からあなたに対して、「質問票」が送付されてきます。
- ・「質問票」では、あなたの国籍や職歴などの基本事項のほか、あなたと配偶者の家族構成などについて尋ねられますので、正確に回答してください（質問票はこちらの URL から御確認ください）。
- ・回答した質問票は、あなたから直接行政機関に提出してください。上司等に確認してもらう必要はありませんし、仮に、上司等から回答内容の質問があった場合でも、応える必要はありません。
- ・別途、適性評価調査実施担当者からあなたに対して、本人確認書類や旅券の写し等資料の提出が求められる場合があります。
- ・適性評価調査実施担当者は、あなたに対する調査とは別に、あなたをよく知ると思われる人に対して、「調査票」に基づく調査をしています（調査票はこちらの URL から御確認ください）。
- ・適性評価調査実施担当者は、質問票の回答や調査票の記載内容について確認する必要がある場合、あなた自身のほか、あなたの上司や同僚などの知人その他関係者に対し、あなたに関する質問を行うことがあります。
- ・また、適性評価調査実施担当者は、公務所又は公私の団体に対し、あなたが提出した質問票の回答内容について照会する場合があります。
- ・回答した質問票を提出した後、適性評価の結果が通知されるまでの間に、回答内容に変更が生じた場合は、速やかに適性評価調査実施担当者にご連絡してください。
- ・あなたに適性評価の結果が通知されない場合、適性評価実施担当者にご連絡し、適性評価の進捗状況を問い合わせることができます。

⑦評価結果の通知

- ・評価結果は適性評価実施担当者からあなたに通知されるとともに、●●にも通知されません。
- ・あなたが重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた場合には、行政機関から送付される「重要経済安保情報の保護に関する誓約書」（誓約書はこちらの URL から御確認ください）を適性評価実施担当者にご提出してください（誓約書の詳細は、後述の【5.「重要経済安保情報を漏らすおそれがない」と認められたときをお願いすること】を確認してください）。
- ・あなたが重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、適性評価の結果とともにその理由が通知されます（※事前に理由の通知を希望しない旨を申し出ていた場合には、その限りではありません）。
- ・適性評価のために行政機関が収集した個人情報、原則 10 年間は行政機関において保存されることとなります。なお、適性評価手続き開始後に同意を取下げた場合でも、取り下げまでに収集した個人情報は 3 年間保存されることとなります。

3. 苦情の申出について

あなたは、適性評価を行った行政機関に対して、適性評価の結果などについて、苦情を申し出ることができます。苦情を申し出したことにより、●●や行政機関があなたに対して、不利益な取扱いを行うことは、法律により禁止されています。

4. 相談の申出について

あなたは、適性評価に関連して不利益な取扱いを受けた場合や適性評価の実施に当たって提供した個人情報や重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用されたと感じた場合などの相談について、適性評価を行った行政機関の相談窓口のほか、内閣府の相談窓口へ申し出ることができます。

5. 「重要経済安保情報を漏らすおそれがない」と認められたときにお願ひすること

あなたが重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められたときは、以下のことを、誓約書にて、誓約することになります。

- ・重要経済安保情報の取扱いの業務を行うに当たって、関係法令等を遵守すること
- ・重要経済安保情報の保護に努め、これを漏らさないこと
- ・以下の事情に該当する場合には、原則 10 年間は、速やかに重要経済安保情報管理者に申し出ること
 - (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。
 - (2) 罪を犯して検挙されたこと。
 - (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
 - (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
 - (5) 違法な薬物の所持、使用など薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
 - (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。
 - (7) 飲酒により、けんかなどの対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
 - (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと。
 - (9) 重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

また、●●は、行政機関との契約により、あなたの上司等が、あなたについて上記の事情があると認めた場合には、行政機関に報告することが求められています。報告の結果、行政機関において、あなたが、「重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある」と判断した場合には、重要経済安保情報を取扱うことができなくなる可能性がありますので、ご了承ください。

6. 留意事項

適性評価の結果、「重要経済安保情報を漏らすおそれがない」と認められ、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととなった場合、●●から以下のような行動をお願いさせていただきます場合があります。

例)・海外渡航時に不審な働き掛けを受けるなどした場合には●●や上司等に相談いただくこと。

- SNS など不特定の人が閲覧できるような環境において、自らが適性評価を得ていることを掲載する等の行為をしないように努めること。

確認票 (各事項について確認が完了しましたらチェックしてください。)

確認事項	チェック欄
1 名簿掲載に同意をしない場合、その理由は問われません。	<input type="checkbox"/>
2 最終的に適性評価を実施するかどうかの判断をするのは行政機関であり、この名簿掲載に同意した場合であっても適性評価が実施されない可能性があります。	<input type="checkbox"/>
3 名簿掲載に同意後、適性評価の実施に当たっては、改めて適性評価実施担当者から同意の確認があります。	<input type="checkbox"/>
4 3の際に適性評価の実施に同意しないことができるほか、手続途中でも同意の取り下げが可能です。	<input type="checkbox"/>
5 適性評価が実施される場合には、質問票の調査事項に基づいて実施されることになります。	<input type="checkbox"/>
6 質問票に記載した事項に関して、適性評価調査実施担当者が調査を行うに当たり、必要な範囲内で、あなた又はあなたの上司や同僚などの知人その他の関係者に質問し、資料の提出を求め、公務所または公私の団体に照会することがあります。	<input type="checkbox"/>
7 収集された個人情報、原則 10 年間は行政機関において保存されることになります。なお、適性評価手続後に同意を取下げた場合、それまでに収集された個人情報は、3 年間保存されます。	<input type="checkbox"/>
8 実施された適性評価について、行政機関に苦情の申出をすることができます。また、苦情を申し出たことにより、●●や行政機関から不利益な取扱いを受けることはありません。	<input type="checkbox"/>
9 適性評価の結果、「重要経済安保情報を漏らすおそれがない」と認められた場合、重要経済安保情報の保護に係る誓約書を適性評価実施担当者に提出するとともに、あなたに関し引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある場合、速やかに重要経済安保情報管理者に申し出ていただきます。	<input type="checkbox"/>
10 あなたに引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある場合は、あなたからだけでなく、●●やあなたの上司等から、重要経済安保情報管理者へその旨を報告する場合があります。	<input type="checkbox"/>
11 適性評価の結果、「重要経済安保情報を漏らすおそれがない」と認められた場合、一定の行動をお願いされることがあります。	<input type="checkbox"/>
12 このお知らせをよく読み、適性評価の手続について理解しました。	<input type="checkbox"/>

名簿掲載の同意書

私は、別紙1の「適性評価について」を確認し、内容を理解した上で、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことを予定している者の名簿掲載について、以下のとおり回答します。

- 名簿掲載に同意します
- 名簿掲載に同意しません

年 月 日

氏名 _____

- ※ 回答の変更などご相談がある場合は、以下の問合せ先までお願いします。
- ※ 名簿掲載の同意書を提出する際は、控えをとっておいてもかまいません。

<担当> 部署名 電話 電子メール
